

風水害編

風水害編 目次

第1章 総則	
第1節 災害履歴	1
第2節 災害危険箇所	2
第2章 災害予防計画	
第1節 水害の防止等対策	7
第2節 土砂災害の防止等対策	8
第3節 風害の防止等対策	10
第4節 雪害の防止対策	11
第5節 火山災害予防	12
第6節 防災体制の整備等対策	13
第1 避難体制の確保	13
第2 広報・教育・訓練	13
第3章 災害応急対策計画	
第1節 災害応急活動体制	17
第1 情報収集・災害即応体制の確立	17
第2 災害対策本部の設置	18
第3 動員・配備	21
第4 災害対策本部解散後の体制	21
第2節 情報の収集・伝達	22
第1 気象情報等の収集・伝達	22
第2 通信連絡体制の確保	24
第3 被害情報の収集・伝達	24
第4 県等への報告	25
第5 安否照会への対応	27
第6 被災者台帳の作成	28
第3節 災害広報	30
第1 災害時の広報	30
第2 災害相談	31
第3 報道機関への対応	31
第4節 避難	33
第1 避難勧告・指示等	33
第2 避難所の開設	36
第3 避難所の運営	37
第4 在宅等避難者の支援	38
第5 避難所の閉鎖	39
第6 広域一時滞在	39
第5節 救助救急	41
第1 救助・救急	41
第6節 医療救護・防疫	43
第1 応急医療活動	43
第2 防疫活動	45

第3節	保健活動	46
第7節	生活救援	47
第1節	応急給水	47
第2節	食料の供給	48
第3節	生活必需品の供給	49
第4節	救援物資の受入れ	50
第5節	燃料の確保及び供給	50
第8節	交通・緊急輸送	51
第1節	交通対策	51
第2節	緊急輸送	52
第3節	緊急通行車両等の確認	53
第9節	災害警備・防犯	54
第1節	災害警備	54
第2節	防犯	55
第10節	行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬	56
第1節	行方不明者の捜索	56
第2節	遺体の処理・埋火葬	56
第11節	清掃・廃棄物・環境対策	58
第1節	清掃・廃棄物処理	58
第2節	道路・河川等の障害物除去	59
第3節	環境汚染・健康被害の防止	59
第4節	動物対策	59
第12節	建築物・住宅対策	61
第1節	住居障害物の除去	61
第2節	住宅の応急修理	61
第3節	応急仮設住宅の供給	62
第4節	被災建築物の応急危険度判定	63
第5節	被災宅地等の危険度判定	63
第6節	住家の被災調査・罹災証明の発行	63
第13節	ライフライン施設等の応急対策	65
第1節	ライフライン施設	65
第2節	交通施設	66
第3節	公共施設	66
第14節	学校等における児童・生徒・園児等の安全対策	67
第1節	災害発生時の対応	67
第2節	応急保育	67
第3節	応急教育	68
第4節	社会教育施設の対策	69
第5節	文化財の確認	69
第15節	要配慮者対策	70
第1節	避難行動要支援者の避難支援	70
第2節	要配慮者への対応	70
第3節	社会福祉施設入所者等への支援	71

第16節 災害派遣・応援要請	72
第1 自衛隊の災害派遣	72
第2 県・市町村等への要請	74
第3 労働力の確保	76
第17節 ボランティアへの対応	77
第1 ボランティア受入れ	77
第2 ボランティア活動支援	78
第18節 帰宅困難者対策	79
第1 施設管理者等の対応	79
第2 市の対応	79
第19節 火山災害応急対策	80
第1 火山情報の収集・伝達	80
第2 降灰対策	80
第20節 災害救助法の適用	81
第1 災害救助法の適用基準	81
第2 災害救助法の適用手続き	82
第3 災害救助法による救助の実施者	83
第4章 災害復旧・復興計画	
第1節 生活安定のための緊急措置	87
第1 被災者の生活確保	87
第2 地域経済への支援	90
第2節 生活関連施設の復旧計画	91
第1 災害復旧事業	91
第2 国の財政援助等	91
第3節 災害復興計画	93

第1章 総則

第1節 災害履歴

近年の風水害記録によると、令和元年9月に上陸した令和元年房総半島台風(台風15号)では最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲にわたる断水が発生し、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風(台風19号)、10月25日の大雨では多くの浸水被害等が発生している。また、谷津を開発した地域や台地上の浅い谷で浸水被害等が発生している。

【資料2-2 「既往災害実績図(平成22年～平成29年)」】

【資料2-3 「既往風水害一覧表(平成10年～平成29年)」】

第2節 災害危険箇所

1. 土砂災害警戒区域

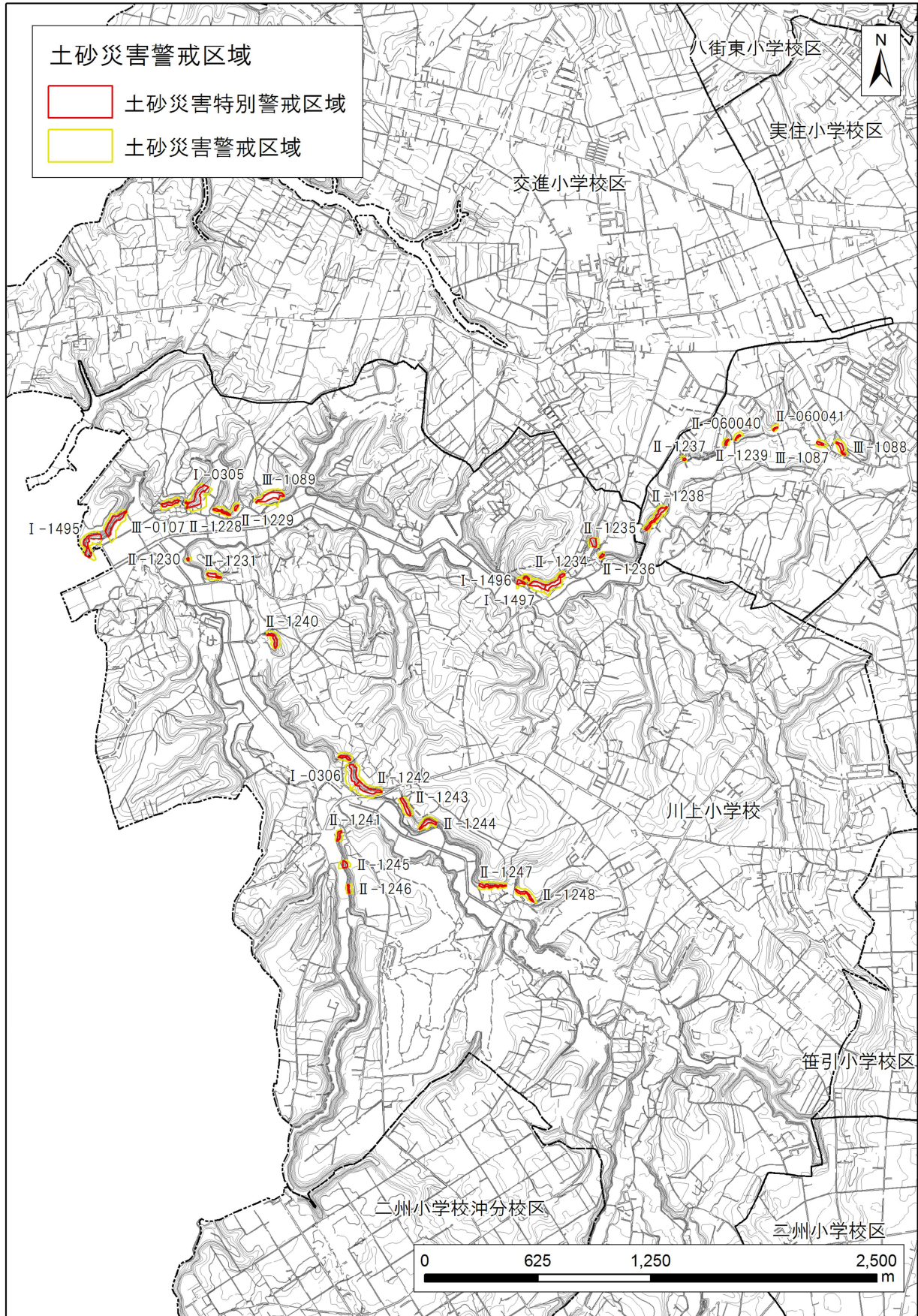
本市地域には、段丘と谷底平野の境界にあたる段丘崖に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域が34箇所（いずれも急傾斜地の崩壊）指定されている。

<土砂災害特別警戒区域・警戒区域 市北部（県資料を基に作成）>



第1章 第2節 災害危険箇所

<土砂災害特別警戒区域・警戒区域 市南部（県資料を基に作成）>



【資料 2 - 1 「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」】

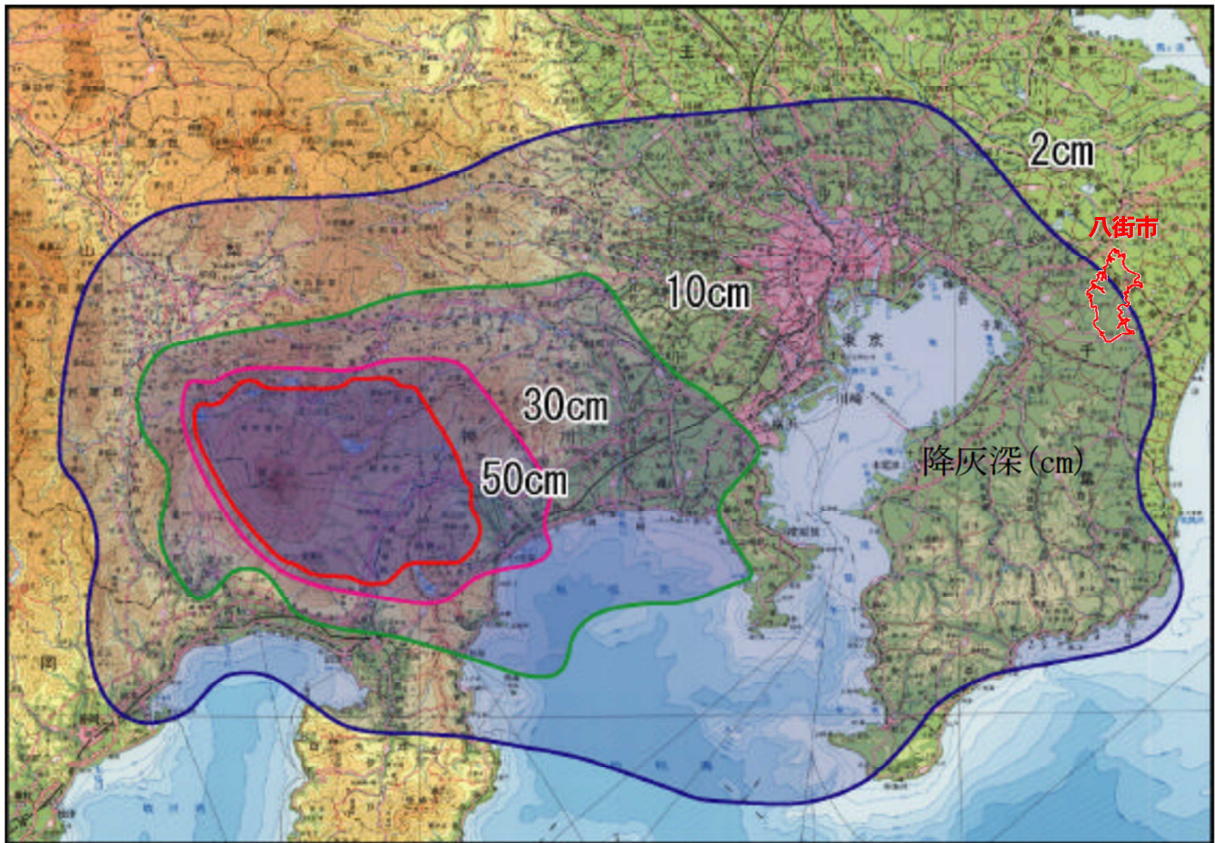
【資料 2 - 2 「土砂災害警戒区域一覧」】

2. 火山災害の想定

内閣府では、富士山山頂又はその周辺で噴火が想定される地域で、宝永規模（1707年の噴火）の大噴火が発生した場合の火山灰分布を予測して降灰可能性マップを作成している。

八街市は富士山の東方約150km離れた位置にあるが、降灰可能性マップによると市内では2cm程度の降灰深が予想される。

なお、この図は予測に基づくが、宝永噴火時の降灰分布図（内閣府 富士山ハザードマップ検討委員会）による本市域の降灰の深さ3～7cmである。



<降灰可能性マップ（富士山火山防災協議会）>

第2章 災害予防計画

第1節 水害の防止等対策

項 目	担 当
水害の防止等対策	道路河川課、下水道課、防災課、都市計画課、農政課

《基本方針》

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から市民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策を推進するほか、浸水危険地区の周知等を図る。

1. 水害防止施設の整備

(1) 河川改修等の整備

道路河川課及び都市計画課は、普通河川、排水路について大雨時の流出を軽減するために、開発等の計画時において、調整池の設置を指導する。

その他の住宅の建設においては、浸透柵等の設置指導を強化し、河川、水路への流出量を抑制する。

(2) 公共下水道の整備等

下水道課は、公共下水道事業について、既存市街地での整備、雨水幹線の維持管理を行う。

2. 浸水危険地区の周知

都市計画課は、浸水等の危険性を周知するため、浸水の危険箇所、対策、関連情報の入手方法等について、パンフレットやホームページ等を活用した広報に努める。

3. 農作物の水害予防対策

農政課は、農作物の水害防止について常時指導し、被害の軽減を図る。

第2節 土砂災害の防止等対策

項目	担当
土砂災害の防止等対策	防災課、道路河川課、消防組合、県（印旛土木事務所）

《基本方針》

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、近年、地球規模での気候変化や局地的豪雨の多発により、その発生する頻度や規模が増大している。また、これらの災害で、尊い人命が失われている現状にある。

市域には土砂災害警戒区域があることを踏まえ、砂防事業等によるハード面の整備と併せて、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、両対策を組み合わせることで効果的に対策を推進する。

1. 土砂災害危険区域・箇所の公表

防災課は、県が調査し、又は指定した土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域について、防災マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布等により、市民等に周知徹底を図る。また、県（印旛土木事務所）、道路河川課、佐倉市八街市酒々井町消防組合は、定期的に危険箇所・区域の実態調査を行う。

【資料2-1 「土砂災害警戒区域一覧」】

【資料2-2 「既往災害実績図」】

2. 警戒避難体制の整備

(1) 警戒避難体制の整備

防災課は、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等により、土砂災害警戒区域内の住民が被害発生前に速やかに避難できるようにするため、警戒避難体制と警戒避難情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で円滑な避難を要する施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を徹底するほか、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しなどの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを推進する。

3. 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、区域の指定を行なう場合には、市と協議の上、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）の規定により急傾斜地崩壊危険区域の指定を行う。

〈急傾斜地崩壊危険区域の指定基準〉

次の各号に該当するがけのうち、知事が必要と認めるもの

- ア 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- イ 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ウ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

第2章 第2節 土砂災害の防止等対策

(2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内にある居室を有する建築物については、建築基準法、千葉県建築基準法施行条例（昭和36年条例第39号）及び「千葉県建築基準法施行細則」（昭和39年規則第12号）に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図る。

(3) 防災工事

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防災工事を実施する。

また、県は、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市が行う防災工事に対し、県費助成を行う。

(4) 土砂災害(崖崩れ)が発生するおそれがある箇所における施設整備の向上

県は、土砂災害(崖崩れ)が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な次の箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、重点的に施設整備を実施する。

- ア 要配慮者利用施設に係る危険箇所
- イ 避難所や避難路を有する危険箇所
- ウ がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所

4. 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成にあたって、関係法令等に基づいて規制区域の指定や造成工事の指導等を行う。

第3節 風害の防止等対策

項目	担当
風害の防止等対策	農政課、東京電力パワーグリッド、NTT

《基本方針》

台風や冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生するおそれがある。

このため、過去の台風や竜巻等における被害を踏まえた知識や技術を普及し、農作物やライフライン施設の被害を軽減する。

1. 農作物の風害防止対策

市は、農作物の風害防止について、防風林・防風垣・多目的防災網の設置等を指導し、強風害及び降雹等の被害を軽減する。

2. 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッドは、送電設備、配電設備とも風圧荷重は「電気設備の技術基準」の各該当項目により設計するものとする。

また、樹木倒壊等による事故防止のため平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採等に努める。

3. 通信施設の風害防止対策

NTTは、次の対策を講ずるものとする。

- ・局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下埋設化を推進する。
- ・局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジンにより実施する。
- ・空中線の無線のアンテナ支持物に対する強度については、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によるものとする。

第4節 雪害の防止対策

項 目	担 当
雪害の防止対策	道路河川課、農政課、県（印旛土木事務所）、東京電力パワーグリッド、NTT

《基本方針》

本市では家屋が倒壊するような大規模な雪害のおそれはないものの、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などによる社会機能の低下が危ぶまれる。

このため、過去の降雪による被害を踏まえた知識や技術を普及するとともに、大雪に備えた凍結や着雪等の防止対策を推進する。

1. 道路の雪害防止対策

道路河川課及び県は、降雪による路面凍結が予想される場合には、交通事故を防止するため、管理する道路に砂や路面凍結防止剤等を散布するなどの対策を実施する。

2. 農作物等の雪害防止対策

農政課は、農作物の雪害防止について常時指導し、被害の軽減を図る。

3. 東京電力パワーグリッドの雪害防止対策

東京電力パワーグリッドは、送電線設備、配電線設備とも、電線への着雪防止対策等を実施する。

4. 通信施設の雪害防止対策

NTTは、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第5節 火山災害予防

項目	担当
火山災害予防	防災課

《基本方針》

本市では噴石や火砕流などの火山災害は予想されないものの、富士山が大規模な噴火を起こした場合には2 cm を超える降灰が予想される。また、国が集約した資料（内閣府・気象庁）によると、この程度の降灰でも農業・道路・鉄道等に深刻な影響が及ぶと予想される。

なお、内閣府は平成30年9月に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」を設置し、風向等のパターン別降灰予測を元に被害想定や応急対策の検討を開始している。この検討結果に注目し、市民に対して最悪の事態についての知識や適切な防災行動を普及する。

1. 火山噴火災害予防

防災課は、富士山等が大規模噴火した場合における降灰等による本市への影響や必要な防災行動について市民等に啓発する。

また、火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準、火山現象、健康管理、火山灰の処理方法等についても周知する。

第6節 防災体制の整備等対策

項目	担当
第1 避難体制の確保	防災課
第2 広報・教育・訓練	防災課

《基本方針》

大規模災害に円滑に対応するには、災害に備えた体制を確保するとともに、災害に関する知識や防災技術を習得し、訓練等を通じて実践、検証する必要がある。

このため、市や防災関係機関は、大規模な災害に備えた組織体制を整備するとともに、防災に関する調査、広報、教育、訓練を企画、実行することで地域の災害特性を認識し、知識や技術の蓄積と普及を図る。

また、市民、事業者、地域組織による自主防災活動への参加や協力を促進し、自助、共助の地域防災力を高める。

第1 避難体制の確保

1. 避難場所及び避難所の指定

土砂災害や浸水等から住民等の安全を確保するため、危険箇所・区域等の現況を踏まえて指定緊急避難場所及び指定避難所を随時検討する。

なお、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とは区別して整備するが、両者は相互に兼ねることができる。

また、避難誘導を円滑に行うため、風水害の避難所の案内標識、誘導標識の設置を検討する。

2. 広報活動

土砂災害ハザードマップ、広報紙、ホームページ等で、住民、学校、事業所等に対し、風水害の避難所や留意事項等について周知する。

3. 土砂災害の警戒避難

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域内に住む高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が円滑に警戒避難をできるよう、警報等の伝達方法、避難基準等を検討し、災害応急対策計画に定める。

第2 広報・教育・訓練

1. 風水害の訓練

土砂災害警戒区域等における避難活動について、円滑に実施できるように関係者や住民参加による訓練の実施に努める。

2. 風水害の教育・広報

風水害等による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが風水害等についての正

第2章 第5節 防災体制の整備等対策

しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び防災関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

〈広報手段と内容〉

媒体	対象	内容
広報やちまた 講演会 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 区（自治会） 児童・生徒 市職員 学生 事業所 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の概要 ・各防災機関の風水害等対策 ・風水害等に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置 ・警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明 ・避難路、避難所、避難場所 ・避難方法、避難時の心得 ・食料、救急用品等非常持出品の準備 ・学校施設等の防災対策 ・建物の風水害等対策 ・土砂災害危険箇所・区域 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・気象等の情報及び市の対応 ・応急救護の心得 ・要配慮者について

第3章 災害応急対策計画

〈八街市災害対策本部の組織構成〉

部 名	班 名	構成組織
本 部 事 務 局	本 部 班	防災課、監査委員事務局、秘書広報課
	総 務 班	総務課、議会事務局
	情 報 班	企画政策課、システム管理課
	管 財 班	財政課
	調 査 班	課税課、納税課
	会 計 班	会計課
市 民 部	厚 生 班	市民課、社会福祉課、市民協働推進課
	福 祉 班	障がい福祉課、高齢者福祉課、老人福祉センター、 つくし園
	児 童 班	子育て支援課、保育園
	医 療 班	健康増進課、国保年金課
経 済 環 境 部	農 政 班	農政課、農業委員会
	清 掃 班	環境課、クリーン推進課
	商 工 班	商工観光課
建 設 部	土 木 班	道路河川課
	都 市 班	都市計画課
	下 水 班	下水道課
水 道 部	水 道 班	水道課
教 育 部	学 校 班	学校教育課、幼稚園、学校給食センター
	社 会 班	社会教育課、スポーツ振興課、中央公民館、図書館、 郷土資料館、スポーツプラザ

第1節 災害応急活動体制

項目	担当
第1 情報収集・災害即応体制の確立	本部班
第2 災害対策本部の設置	本部班
第3 動員・配備	本部班、各班
第4 災害対策本部解散後の体制	本部班

《基本方針》

大規模な災害が発生した場合、人的被害、浸水やがけ崩れ、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、市内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すこととする。

第1 情報収集・災害即応体制の確立

1. 情報収集・災害即応体制の設置

情報収集・災害即応体制は、災害が発生するおそれのある気象状況となった場合に設置する。担当職員は、以下の基準に従って情報収集・災害即応体制をとる。

〈配備基準〉

体制	配備基準	活動内容	体制
情報収集体制	(1) 今後、八街市に警報以上の発表の可能性があるとき	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況と情報等の収集及び伝達 災害に対する準備処置及び応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ○責任者：防災課長 ○配備 <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ指定された防災課職員
災害即応体制	(災害警戒配備) (1) 八街市に次の気象情報の1以上が発表されたとき（自動配備） ア 大雨警報 イ 洪水警報 ウ 暴風警報 エ 大雪警報 オ 暴風雪警報 (2) その他市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況と情報等の収集及び伝達 関係機関への連絡 局地的災害への注意及び警戒 	<ul style="list-style-type: none"> ○責任者：総務部長 ○配備（要員は各部対策マニュアルによる） <ul style="list-style-type: none"> ・本部班（防災課） ・総務班（総務課） ・建設部 ・本部連絡員 ・消防団本部
	(災害即応配備) (1) 八街市に「土砂災害警戒情報」又は「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき（自動配備） (2) 八街市に「夜のはじめ頃」から「明け方」に大雨警報（土砂）の発表が予想又は台風の暴風域に入ることが見込まれるとき (3) その他市長が必要と認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> 事態の推移に伴い速やかに「避難所開設」「避難指示等の発令」を準備できる体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○責任者：総務部長 ○配備（要員は各部対策マニュアルによる） <ul style="list-style-type: none"> ・本部班（防災課） ・総務班（総務課） ・市民部、福祉部、健康子ども部、経済環境部、建設部、水道部、教育部、消防団本部 ・避難所直行職員

2. 情報収集・災害即応体制の運営

(1) 参集場所

担当職員は、役所内各担当部署に参集し、災害対策活動を遂行する。

(2) 指揮

情報収集体制は防災課長が、災害即応体制は総務部長が指揮をとる。

(3) 応援体制

各部等は班編制により出動できる体制をとる。

(4) 気象情報の収集

防災課は、気象庁ホームページで関東地方の降水短時間予報やレーダー・ナウキャスト画面で気象情報を収集し、その経過及び今後の予報に基づき、八街市への影響を監視する。

2. 情報収集・災害即応体制の解除

各責任者は、市域に被害が発生していないときは、市長に報告し、情報収集・災害即応体制を解除する。

第2 災害対策本部の設置

1. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の基準に従って八街市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。担当職員は、次の基準に従って本部体制をとる。

体制	配備基準	活動内容	配備体制	
第1 配備	(1) 「土砂災害警戒情報」及び「記録的短時間大雨情報」又は「大雨特別警報」が発表されたとき（自動配備） (2) 市域が台風の暴風域に入ることが確実と予想されるとき（自動配備） (3) 大規模な停電・断水等が発生し長期回復を要すると見込まれるとき (4) 市域の複数箇所に災害発生が予想される場合あるいは発生した場合	・局地的な災害に対する応急対策活動（被災状況の調査、情報収集、負傷者の救出救護、避難誘導、広報） ・第2配備に移行できる体制	○責任者 ・本部長 ・災害対策本部の全職員 ・各対策部の約1/3の職員、消防団 ・避難所直行職員※	情報、救助、輸送、避難所等「応急対策活動」が円滑に行える体制 配備要員は各部災害大雨アニュアルによる

第3章 第1節 災害応急活動体制

第2 配備	(1) 災害発生の事態が切迫し相当規模の災害が予想される場合、あるいは発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況と情報等の収集及び伝達 ・関係機関への連絡 ・局地的災害への注意 ・市の組織及び機能のすべてをあげて対処 	<ul style="list-style-type: none"> ○責任者 ・本部長 ・災害対策本部の全職員 ・各対策部の2/3の職員、消防団 ・避難所直行職員 	<p>第1配備体制を強化し、対処する体制</p> <p>配備要員は各部災害対応マニュアルによる</p>
第3 配備	<p>(1) 被害が拡大し、市内全域に被害が発生したとき</p> <p>(2) その他本部長が必要と認めたとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の組織及び機能のすべてをあげて対処 	<ul style="list-style-type: none"> ○責任者 ・本部長 ・全職員 ・消防団 	<p>市の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制</p>

※各課は毎年配備職員名簿を作成しておく。

(2) 設置場所

本部は、第1庁舎第1会議室に設置する。

また、第1庁舎が使用不可能な場合は、総合保健福祉センター等に設置する。

(3) 現地対策本部

本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

【資料1-5 「八街市災害対策本部条例」】

【資料1-6 「八街市災害対策本部事務分掌表」】

【資料1-7 「災害時非常配備職員名簿様式」】

2. 災害対策本部の運営

(1) 本部の構成

本部の構成は、次のとおりとする。

〈本部の構成〉

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、市民部長、福祉部長、健康子ども部長、環境経済部長、建設部長、水道課長、教育部長、議会事務局長、会計管理者、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、消防団長
本部事務局、部、班	資料編「資料1-6 八街市災害対策本部事務分掌表」を参照
本部連絡員	各部の主管庶務担当班長

(2) 職務権限

本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）不在の場合は、副本部長（副市長、教育長）により権限を委任する。

(3) 本部会議

災害に関する応急対策及び必要な事項を協議するため本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、必要に応じ本部事務局員及び連絡員を出席させることができる。

〈本部会議の協議事項〉

ア 災害対策の基本方針の決定 イ 災害対策、活動体制等の総合調整 ウ その他重要事項の決定

(4) 本部事務局

災害対策本部に本部事務局を置く。本部事務局は、情報の管理、各部の活動状況の把握及び本部会議の運営を行う。

また、本部連絡員は、各班員から指名し、本部員の指示及び伝達事項について連絡調整を行う。

(5) 分掌事務

各部の部長は、本部長（市長）の命を受け部内の業務を掌握し、所属の職員を指揮監督する。

(6) 本部の解散

本部長（市長）は、市域において災害が発生するおそれが解消したと判断したとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を解散する。

第3 動員・配備

1. 動員・配備

(1) 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務部長から市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

(2) 動員の方法

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により情報の伝達を行う。各課長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

勤務時間外の配備は、総務課長から各所属長に情報の伝達を行う。各所属長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

2. 動員報告

勤務時間内及び勤務時間外ともに、あらかじめ定められた場所に参集する。参集した職員は、所属単位に総務班に参集報告を行う。

3. 消防団員の動員

消防団長は、本部長（市長）から災害対策本部の設置に伴う配備体制の連絡を受けたときはただちに出動できる体制を確立するよう各分団長に対し、防災行政無線、口頭、電話等を利用して指示する。

第4 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、対応にあたる。

指揮は副市長が行い、防災課が事務局として調整にあたる。

第2節 情報の収集・伝達

項目	担当
第1 気象情報等の収集・伝達	本部班、情報班、銚子地方気象台
第2 通信連絡体制の確保	総務班、情報班
第3 被害情報の収集・伝達	調査班、情報班、総務班
第4 県等への報告	本部班、各班、各防災関係機関
第5 安否照会への対応	厚生班
第6 被災者台帳の作成	情報班、各班

《基本方針》

災害の拡大防止、人命救助等を効果的に行うには、市内各地の被害の有無についての情報を素早く収集し、また、集まった情報をもとに災害の全体像や今後の状況を予測して先手を打つ必要がある。さらに、判断基準となる情報を覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。このため、利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に、信頼性のある災害情報を収集・伝達・共有する。

第1 気象情報等の収集・伝達

1. 気象情報等の収集

(1) 気象情報

本部班は、千葉県防災情報システム、テレビ・ラジオ等で、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報を速やかに収集し、関係者にその旨を伝達する。なお、特別警報が発表された場合は速やかに市民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

〈主な気象情報等の種類〉

種類	内容
気象注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、濃霧、乾燥、低温、霜、着氷・着雪
気象警報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪
気象特別警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪
気象情報	警報や注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報や注意報の内容を補完するために発表。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報。

(2) 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

〈水防活動用気象注意報・警報の種類〉

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

2. 河川情報

市は、水防警報や水位情報について、伝達・周知の対象となっていないが、県ホームページ等で高崎川及び鹿島川の水位情報を収集する。

3. 土砂災害警戒情報

千葉県（県土整備部河川環境課）及び銚子地方気象台は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を共同発表する。

また、千葉県はホームページ等を利用して、市内の災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

市は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底し、自主避難を支援するとともに、避難準備情報、避難勧告及び避難指示の判断を行う。

〈土砂災害警戒情報の発表基準等〉

<p>ア 警戒基準 大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標があらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合。</p> <p>イ 情報の解除 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。又は無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除できるものとする。</p> <p>ウ 暫定基準 地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられる場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報の伝達経路 土砂災害警戒情報の伝達経路は、警報・注意報と同様の経路で県から市へ伝達される。</p> <p>オ 情報の特徴及び利用に当たっての留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。 また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊を対象とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。</p>
--

【資料3-1 「気象警報・注意報の発表基準」】

【資料3-2 「雨量観測所一覧」】

第2 通信連絡体制の確保

1. 通信手段の確保

総務班及び情報班は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、通信手段を確保する。

(1) 電話

ア 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。

イ 臨時電話

臨時電話が設置できる状況にあつては、避難所等に臨時電話の設置をNTTへ要請し通信を確保する。

(2) 防災行政無線

防災行政無線（同報系）を用いて住民、自主防災組織、区（自治会）への周知、職員への指示等必要な通信を行う。

(3) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム等により県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁への報告を行う。

(4) やちまたメール配信サービス

やちまたメール配信サービスを用いて住民及び自主防災組織、区（自治会）への周知等必要な通信を行う。

2. 通信施設が使用不能となった場合の措置

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

(1) 関東地方地区非常通信協議会の構成機関（鉄道、警察等）の通信施設

(2) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

【資料3-3 「佐倉市八街市酒々井町消防組合通信規程」】

3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

本部班は、災害対策基本法第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、基幹放送事業者（NHK、千葉テレビ、ニッポン放送、ベイエフエム）に放送の要請を行う。

なお、知事、本部長（市長）が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、NHK千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

第3 被害情報の収集・伝達

1. 異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を本部長（市長）又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに本部長（市長）に通報する。

第3章 第2節 情報の収集・伝達

通報を受けた本部長（市長）は、直ちに以下の機関に通報する。

- (1) 銚子地方気象台
- (2) その災害に関係のある近隣市町
- (3) 最寄りの県出先機関及び警察署

2. 災害直後の被害情報の収集

災害発生後ただちに、市内の被害状況の概要を全般的に把握することを目的として、迅速性を第一に収集・報告する。

(1) 収集する事項

調査班及び関係各班は、災害発生直後においてわかる範囲内で、以下の事項を収集する。

人的被害	ア 人命危険の有無及び人的被害の発生状況 イ 避難の必要の有無及び避難の状況
物的被害	ア 主要道路、橋りょうの被害状況 イ 電気の被害状況 ウ 住宅の被害状況 エ 公共施設の被害状況
その他の情報	ア 土砂災害等の二次災害の発生状況、危険性 イ 住民、避難者の動向 ウ 道路の渋滞、鉄道の運行状況 エ 帰宅困難者の発生状況 オ 気象台が発表する気象警報、注意報等 カ その他の災害の発生拡大防止措置上必要な事項

(2) 被害情報の報告・整理

各班は、情報班に収集した情報を報告する。

夜間・休日に災害が発生した場合は、参集途上の見聞情報を報告する。

情報班は、報告を受けた情報を集約し整理する。

(3) 関係機関への通報

総務班は、必要に応じて災害情報を地域振興事務所、警察署、消防組合に通報する。

3. 被害調査

調査班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害の認定調査を行う。各班は、それぞれが所管する施設の被害調査を行う。

なお、被害調査は「被害の認定基準」によるものとし、その結果は情報班に提出する。

第4 県等への報告

1. 災害発生への報告

防災課は、崖崩れ、河川の溢水等により被害が発生した場合は、災害の状況及びこれらに対処とられた措置の概要を県に報告する。死者又は行方不明者が発生した場合は、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

ちば消防共同指令センターは、大規模災害により消防機関への通報が殺到したときはその旨を総務省消防庁及び県に報告する。

2. 県への被害報告

(1) 報告先・手段

次の基準に該当する災害が発生した場合、情報班が災害状況を取りまとめ、本部班が千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(2) 報告事項

県へ報告すべき情報は、次のとおりとする。

報告基準	① 気象警報（波浪を除く）が発表された場合 ② 市災害対策本部を設置した場合 ③ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県（本部事務局）が認めた場合 ④ 上記以外で、災害等による被害を覚知した場合 ⑤ 上記以外で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事案が発生した場合
報告事項	① 災害の原因 ② 災害が発生した日時 ③ 災害が発生した場所又は地域 ④ 被害の状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定） ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥ 災害による住民等の避難の状況 ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧ その他必要な事項

(3) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者として次のとおり定める。

ア 総括責任者

本部長（市長）：防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。

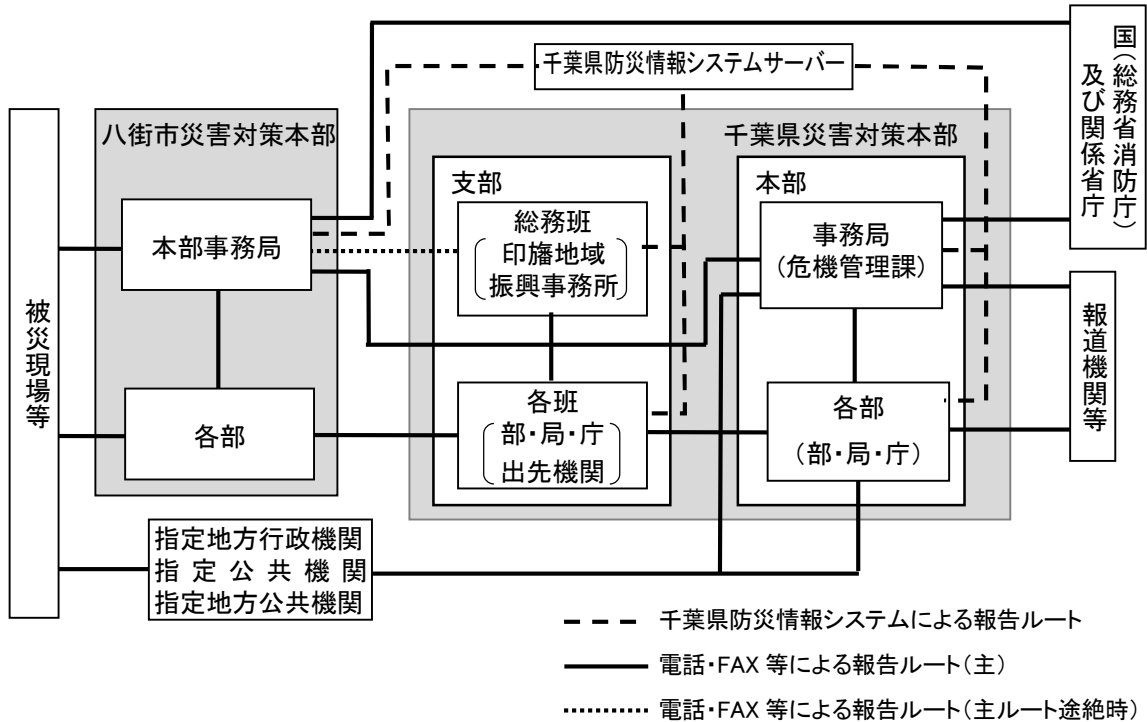
イ 取扱責任者

本部事務局長（総務部長）：防災関係機関における部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。

(4) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、以下のとおりである。

〈被害情報等の収集報告の流れ〉



〈国及び県への連絡方法〉

	総務省消防庁	県
勤務時間内	【消防庁応急対策室】 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49013 (衛星系) 120-90-49013 (地上系) FAX 048-500-90-49033 (衛星系) 120-90-49033 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	【県危機管理課】 ① 県防災行政無線 電話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) FAX 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) ② 一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127
勤務時間外	【消防庁宿直室】 ① 県防災行政無線 電話 048-500-90-49102 (衛星系) 120-90-49012 (地上系) FAX 048-500-90-49036 (衛星系) 120-90-49036 (地上系) ② 一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	【県防災行政無線統制室】 ① 県防災行政無線 電話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) FAX 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) ② 一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

第5 安否照会への対応

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

1. 安否情報の収集、管理

厚生班は、市が管理する被災者の安否に関する情報（避難者名簿、在宅等避難者名簿、医療救護記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果、行方不明者リスト等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に市民の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

2. 安否照会の受付

厚生班は、災害相談総合窓口等で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

〈安否照会者の確認事項〉

① 照会者の氏名、住所
② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
③ 照会をする理由

3. 安否情報の回答

厚生班は、災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〈照会者の区分と提供可能情報〉

照会者の区分	提供する情報
① 被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
② 被災者の親族（上記を除く）又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
③ 被災者の知人等	市が保有している安否情報の有無
④ 上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第6 被災者台帳の作成

被害が甚大な場合等で本部長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに、各種援護措置の効率化を図る。

1. 被災者台帳の作成

情報班は、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。

〈被災者台帳の項目一覧〉

情報項目（備考）	担当
① 氏名（住民基本台帳）	厚生班
② 生年月日（住民基本台帳）	厚生班
③ 性別（住民基本台帳による）	厚生班

第3章 第2節 情報の収集・伝達

情報項目（備考）	担当
④ 住所又は居所（住民基本台帳、避難者名簿等）	厚生班
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況（罹災台帳）	調査班
⑥ 援護の実施状況	関係各班
⑦ 要配慮者については、その旨及び要配慮者に該当する事由	市民部各班
⑧ 電話番号その他連絡先	厚生班
⑨ 世帯の構成	厚生班
⑩ 罹災証明書の交付状況	調査班
⑪ 台帳情報の提供先（市以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）	情報班
⑫ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）	情報班
⑬ 個人番号（マイナンバー*を利用する場合）	市民班
⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項	関係各班

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）において、被災者台帳の作成事務にマイナンバーを利用できることが規定されている。

2. 被災者台帳の利用、提供

情報班は、罹災証明書の発行窓口や災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を市が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）が図られることを説明する。

また、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

第3節 災害広報

項目	担当
第1 災害時の広報	本部班
第2 災害相談	情報班
第3 報道機関への対応	本部班、総務班

《基本方針》

災害が切迫する場合には住民に対して警戒や避難を促すための広報を行うが、状況や手段によっては情報が行き渡らないことや、表現方法によっては送り手の意図が理解されず、的確な防災行動に結びつかないことがある。

このため、災害時の広報は、多様な手段を活用して情報を早く、広く提供するとともに、受け手にわかりやすく表現する必要がある。また、災害からいち早く立ち直るには、被災者向けの救援サービスの内容を周知したり、被災者からの問い合わせに対応するなど、被災者の不安や悩みを軽減する必要がある。

第1 災害時の広報

情報不足による混乱等を防止するため、平常時の広報手段のほか、避難所への広報紙の掲示等、多様な手段を活用し、正確な情報を周知する。

1. 災害警戒時の広報

本部班は、風水害が予想される場合、防災行政無線等で必要に応じて次の情報を広報する。

- (1) 台風情報、気象情報、警報
- (2) 避難情報（準備情報、勧告、指示）
- (3) 公共交通機関の運行状況及び道路・交通状況
- (4) 住民のとるべき措置と自主防災活動の要請

2. 災害発生期の広報

本部班は、災害の状況にあわせた以下の内容の広報について適切な手段をもって行う。

(1) 広報内容

- ア 風水害に関する情報（被害や降雨量等の情報）
- イ 高齢者等避難・避難指示
- ウ 生活関連情報（電気、ガス及び水道の状況、食料及び生活必需品の供給状況）
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路交通状況
- カ バス、鉄道等、交通機関の運行状況
- キ 医療機関の活動状況
- ク 市の対策の実施状況と住民のとるべき措置

(2) 広報手段

- ア 防災行政無線（同報系）

- イ 広報車による巡回広報、職員の派遣
- ウ 災害広報紙の発行
- エ インターネット（八街市ホームページ、メール等）

3. 避難所における広報

総務班は、避難所において避難者への広報を行う。広報にあたっては、避難所自治組織（第4節・第3・1「避難所運営体制」参照）、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、要配慮者等、情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

〈避難所における広報〉

- | |
|-----------------------------|
| ア 災害広報紙の配布（外国人に配慮して外国語版も検討） |
| イ 避難所広報板の設置 |
| ウ 避難所自治組織による口頭伝達 |
| エ 手話、外国語ボランティア等による伝達 |

第2 災害相談

情報班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、役所内に災害相談総合窓口を設置する。相談窓口には、各部各班の担当者を置く。

相談窓口で扱う事項は、以下のとおりである。

〈相談事項〉

- | | |
|-------------------|------------------|
| ア 安否情報（家族の消息等） | イ 搜索依頼の受付け |
| ウ 罹災証明書の発行 | エ 埋火葬許可証の発行 |
| オ その他各種証明書の発行 | カ 仮設住宅の申し込み |
| キ 住宅の応急修理の申し込み | ク 災害見舞金、義援金の申し込み |
| ケ 被災者生活再建支援金の申し込み | コ 生活資金、営業資金等の相談 |
| サ 福祉、法律関係の相談 | シ 職業のあっせん等の相談 |

第3 報道機関への対応

1. 報道機関への要請

(1) 放送要請

総務班は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により通知、要請、伝達又は警告のため「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて放送を要請する。

【資料5-4 「災害協定一覧」】

(2) 取材の配慮要請

総務班は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。

2. 記者発表

総務班は、記者会見場を設置し、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。
また、記者会見場の設置に当たっては、必要な設備を準備する。

〈記者発表の概要〉

記者発表場所	第1位 第1庁舎特別会議室 第2位 第1庁舎第2会議室
発表者	第1位 本部長（市長） 第2位 副本部長（副市長） 第3位 本部事務局長（総務部長）
発表内容	ア 被害の状況 ウ 住民、全国への支援要請 等 イ 市の応急対策の内容

第4節 避難

項目	担当
第1 高齢者等避難・避難指示等	本部班
第2 避難所の開設	本部班、学校班、社会班、総務班、区(自治会)、施設管理者
第3 避難所の運営	学校班、社会班、商工班、福祉班
第4 在宅避難者の支援	厚生班、本部班
第5 避難所の閉鎖	学校班、社会班
第6 広域一時滞在	本部班、情報班、県、防災関係機関

《基本方針》

洪水による氾濫及び土砂災害の発生を正確に予測することは困難であるが、関係機関ではそれらの予測システムの改善を図っており、その精度は向上している。しかしながら、地域には、豪雨の中、避難移動することが困難な者や、避難所では精神的・体力的に健康を害しやすい者も存在する。

このため、市、気象台等が連携して、気象状況等を監視、分析し、避難指示等を的確に行うことが求められる。また、地域組織や福祉関係者が協力して、避難情報の伝達、要配慮者等の誘導に協力して避難を円滑に行うとともに、避難所の自主運営体制を確立し、避難所の良好な生活環境を確保する必要がある。

第1 避難指示等

1. 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の住民等に対し、緊急を要すると認めるときは避難のための立退きを指示するが、立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

また、本部長（市長）は、避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

避難指示等の発令にあたっては、防災気象情報、気象台や県（印旛土木事務所）からの助言、現場の巡視報告、市民からの通報等を考慮し、総合的かつ迅速に避難指示等の発令を行うとともに、水害と土砂災害の同時発生、複数河川の同時氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

本部事務局長（総務部長）は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき本部長（市長）へ避難に関する情報を伝達し、本部班は避難指示等の事務を行う。

第3章 第4節 避難

〈高齢者等避難・避難指示等により立ち退き避難が必要な居住者に求める行動〉

高齢者等 避難	<p>●危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>1) 高齢者等※は危険な場所から避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>2) 高齢者等以外の人にも必要に応じ出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
避難指示	<p>●危険な場所から全員避難</p> <p>1) 危険な場所から全員避難(立ち退き避難又は屋内安全確保)する。</p>
緊急安全 確保	<p>●命の危険 直ちに安全確保！</p> <p>1) 指定緊急避難場所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

(注) 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

〈避難指示等の発令の判断基準(土砂災害)〉

【警戒レベ ル3】 高齢者等 避難 (土砂災害)	<p>1) 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」警戒レベル3相当情報[土砂災害]となった場合</p> <p>2) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>3) 強い降雨を伴う前線や台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
【警戒レベ ル4】 避難指示 (土砂災害)	<p>1) 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2) 土砂災害の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報)となった場合</p> <p>3) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>4) 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>5) 土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り等)が発見された場合</p>
【警戒レベ ル5】 緊急安全 確保	<p>1) 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>2) 土砂災害の発生が確認された場合</p>

第3章 第4節 避難

〈避難指示等の発令の判断基準（水害）〉

【警戒レベル3】 高齢者等 避難 (水害)	1) 警戒巡視等により危険が予測される場合
【警戒レベル4】 避難指示 (水害)	1) 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、地域の累積雨量が200mmを超え、さらに多量の降雨が予想される場合 2) 消防署など関係機関から避難の必要性に関する通報があった場合 3) 浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合

〈高齢者等避難・避難指示等の発令権者及び要件〉

発令権者	高齢者等避難・避難指示を行う要件	根拠法令
本部長 (市長)	1) 高齢者等避難：法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき 2) 避難指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき 3) 緊急安全確保：立退き避難がかえって危険となると、緊急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第56条第1項 第60条第1項、 第3項
知事	1) 災害の発生により本部長（市長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第6項
警察官	1) 本部長（市長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき 2) 本部長（市長）から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
	3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法 第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	1) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた 県職員	1) 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止 法第25条

(2) 避難指示等の解除

本部長(市長)は、危険が解消されたと判断される場合は、避難指示等を解除する。

2. 避難情報等の伝達

(1) 住民等への伝達

本部班は、避難指示等を発令又は解除した場合、防災行政無線、防災・防犯メール、緊急速報メール、ホームページ、FAX、広報車、口頭等により住民等にその旨を伝達する。

〈避難指示等の内容〉

ア 避難対象地域	イ 避難先	ウ 避難経路
エ 避難指示の理由	オ その他必要な事項	

(2) 関係機関の相互連絡

本部班、県、警察署及び自衛隊は、避難指示又は解除を発令した時は、その旨を相互に連絡する。

3. 避難誘導等

(1) 危険地域における誘導

危険地域における住民等の避難誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団員等が、自主防災組織、区（自治会）等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、「八街市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、区（自治会）等が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校等施設における誘導

学校、社会教育施設、幼稚園、保育園等の避難誘導は、各施設の管理者等が実施する。

4. 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずることができる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
本部長 (市長)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の応急措置の全部又は一部を本部長（市長）に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
警察官	本部長（市長）若しくは本部長（市長）の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、上記に記載する本部長（市長）等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条第2項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	本部長（市長）若しくは本部長（市長）の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないときは、上記に記載する本部長（市長）等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条第3項

第2 避難所の開設

災害発生直後においては、本部長（市長）がその必要性を判断し、避難所を開設するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が避難所を開設し、市長は知事を補助するものとする。

1. 一時避難のための避難所の開設

第3章 第4節 避難

本部班は、避難準備・高齢者等避難開始、勧告・指示を発令した地区の避難者を収容する避難所を決定する。

避難所の開設は、勤務時間内は施設の管理者が行い、勤務時間外は、あらかじめ指名する避難所直行職員が鍵を携行して避難所を開設し、学校班、社会班の職員が派遣されるまでの間の初動対応を行う。

その他、本部班は避難所開設の状況を県に報告する。

【資料4-1 「指定緊急避難場所・指定避難所一覧表」】

2. 避難者の受入れ

避難所を開設した職員は、施設管理者、自主防災組織、区（自治会）と協力して避難所で避難者の受入れを行い、避難者数等を確認し、総務班に報告する。

第3 避難所の運営

1. 避難所運営体制

(1) 避難所運営

避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」（平成27年3月）に基づき、原則として自主防災組織、区（自治会）を中心とした避難者の自治による組織（以下「避難所自治組織」という）が行う。

学校班及び社会班は、避難所自治組織が立ち上がるまでの初期対応を行うとともに、自主防災組織及び区（自治会）と連携をして、住民組織のリーダーの指名、避難所自治組織の確立、ボランティア活動のための環境整備等、円滑な運営が行える環境づくりを支援する。運営にあたっての配慮事項は、以下のとおりである。

ア 状況に応じて、避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応出来る環境のための備蓄や速やかに物資を調達できる体制の整備に努める。

〈避難所の設備〉

・炊き出しのための調理設備や器具	・燃料	・洗濯機
・畳、パーティション	・仮設風呂、シャワー	・暖房機器
・扇風機等の冷房機器	・仮設（簡易）トイレ	等

イ ペット同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成する。

ウ 運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や妊産婦及び乳幼児等に配慮する。

〈女性・妊産婦等への配慮事項〉

・女性専用の相談窓口	・防犯対策	・女性専用の物資配布
・女性専用の物干し場、更衣室、トイレ、授乳室の設置		

エ 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努める。

(2) 避難者の把握

学校班及び社会班は、避難所自治組織の協力を得て、避難した住民等に用紙を配布し、各

世帯単位に記入するよう指示し、避難者名簿を作成する。さらに、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピューター等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

また、避難所で生活せず食事のみを受け取りに来る被災者等についても把握する。

(3) 避難所担当の割り当て

避難所の開設が長期に及ぶ場合は各部に担当する避難所を割り当て、全庁的に運営、管理を分担する。

2. 食料・物資の供給

学校班及び社会班は、避難者数から食料、生活必需品等の品目及び必要量等を商工班に要求する。避難所に供給された食料、物資の配分方法及び配分作業は、避難所自治組織に委任する。

3. 要配慮者への支援

(1) 避難生活での配慮

学校班及び社会班は、要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

福祉班は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

(2) 福祉避難所の開設

福祉班は、避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、福祉避難所を開設し収容する（第15節・第2・2「福祉避難所の開設」参照）。

4. 多様な避難所の確保

学校班及び社会班は、避難の長期化等を考慮して、可能な限り旅館やホテル等を確保する。

第4 在宅等避難者の支援

市は、在宅、車中泊、テント生活など、避難所以外の場所での避難生活を余儀なくされた市民（「在宅等避難者」という。）に対し、避難所滞在者に準ずる避難生活の支援に努める。

なお、在宅等避難者への食料等の支給、保健衛生指導等の各種支援措置は、避難所を拠点として実施する。

厚生班は、自主防災組織及び区（自治会）等の協力を得て、在宅等避難者の所在を確認し、在宅等避難者名簿を作成する。

本部班は、在宅等避難者に対し、避難所等で食料の支給等の各種支援を実施することを周知する。

在宅等避難者への食料、物資の供給方法は、避難所の避難者への供給方法に準ずる（第3 2. 「食料・物資の供給」参照）。

第5 避難所の閉鎖

学校班及び社会班は、避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

第6 広域一時滞在

災害により、被災した住民が市外の市町村に避難する必要があるときは、災害対策基本法第5章 第5節に基づき、市、県、防災関係機関が連携して、特定の市町村への一時滞在を行う。

1. 広域一時滞在の要請

本市から他市町村への一時滞在を行う場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

(1) 県内他市町村への受入れ要請

ア 広域一時滞在の要請

市は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町村（以下「協議先市町村」という。）に、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。

また、協議先市町から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 協議先市町村からの通知の内容の公示 ② 内閣府令で定める者への通知 ③ 県への報告 |
|---|

イ 広域一時滞在の解除

市は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 協議先市町村への通知 ② 内閣府令で定める者への通知 ③ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示 ④ 県への報告 |
|---|

(2) 県外市町村への要請

ア 他都道府県への受入れ協議

本部班は、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議するよう求める。

このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示す。

イ 公共施設等への受入れ決定

本部班は、県から被災者を受け入れる公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示 ② 内閣府令で定める者への通知 |
|---|

ウ 県外広域一時滞在の解除

第3章 第4節 避難

本部班は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示② 内閣府令で定める者への通知③ 県への報告 |
|---|

(3) 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

2. 広域一時滞在の受入

他市町村から本市へ、被災者の一時滞在の受入要請がある場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

(1) 受入協議

本部班は、県内他市町村から被災者の受入協議を受けた場合、以下に記載する理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

なお、他の都道府県の被災者について、県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 本市も被災していること。② 被災者の受入れに必要となる施設が確保できないこと。③ 地域の実情により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。④ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。 |
|---|

(2) 受入れ公共施設等の確保

本部班は、被災者を受け入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知する。また、その内容を県に報告する。

(3) 受入れの解除

県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者、その他内閣府令で定める者に通知する。

3. 費用負担

受入れに要した費用は、要請した地方公共団体が負担する。

第5節 救助救急

項目	担当
第1 救助・救急	消防組合、情報班、消防団、自主防災組織、区（自治会）、事業所

《基本方針》

救助・救急案件が同時多発した場合には、消防本部の救助・救急能力を超える事態となるほか、道路冠水、夜間の出水等がある場合は、さらに活動手段にも支障がでる。また、大規模災害時には、医療機関も被災する中、医療ニーズが多発する事態も想定される。

このため、消防署、警察署等の関係機関は、地域全体の被害を最小化するための対策を優先して行う。また、住民・事業所、自主防災組織等は、地域の自主防災能力を発揮して救出・救護活動を行い、地区の被害の最小化に努める。

第1 救助・救急

1. 救助活動

(1) 救出情報の収集

情報班は、消防組合及び警察署等の情報から救出情報を収集し管理する。

(2) 救助活動

消防組合及び消防団は、救助隊を編成するとともに、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により消防組合及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長（市長）は知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設業者等に出動を要請する。

傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療衛生班との密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(3) 警察署の活動

消防機関が対応できない場合は、救出・救護活動については、土砂災害の発生場所及び病院、学校、興行場等多数の人が集まる場所等を重点に行う。救出した負傷者は、応急処置を施したのち、医療衛生班等に引き継ぐか、車両及びヘリコプターを使用して速やかに医療機関に収容する。

(4) 住民、自主防災組織及び事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助

を行う。

2. 救急活動

消防組合は、負傷者を救急車で救護所又は受入れ可能な病院に搬送する。

総務班及び消防組合は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は必要に応じ、千葉県ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターを要請する。

3. 惨事ストレス対策

消防組合は、職員等の惨事ストレス対策を講じるため、必要に応じて精神医等の専門家の派遣等を国等に要請する。

第6節 医療救護・防疫

項目	担当
第1 応急医療活動	医療班、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部
第2 防疫活動	県（印旛健康福祉センター）、医療班、情報班、清掃班
第3 保健活動	医療班、県（印旛健康福祉センター）、水道班

《基本方針》

建物の倒壊等により挫滅症候群^{※1}を発症した救出者は72時間以内に人工透析等の救命措置をとることが必要となる。医療機関の被災により市内の有する医療救護サービスが低下する中、医療救護ニーズの急激な高まりや挫滅症候群等の高度医療ニーズが発生した場合、市内各所で医療救護サービスを提供するとともに、広域的な高度医療ネットワークを確立する必要がある。

また、大規模な災害に遭遇し、身体的な外傷を受けなかった者でも、心的な外傷体験が心的外傷後ストレス障害^{※2}を負うことや、プライバシーやペットの身を案じて、避難所ではなく車中泊を続けた被災者がエコノミークラス症候群^{※3}で死亡することもあることから、こころのケアや健康指導を施すことが重要となる。

※1 挫滅症候群：長時間にわたり手足や臀部を圧迫され続け、その解放後に起こる様々な症候をいい、圧迫された部位や時間などによっては急性腎不全等を起こし、死に至ることもある。

※2 心的外傷後ストレス障害（PTSD）：災害、事故、犯罪等により、人間が通常体験する範囲を越えた生命にかかわる外傷的出来事を経験した後に生じる様々な心的障害をいう。

※3 エコノミークラス症候群：長時間、同じ姿勢で座席等に座っていると静脈の血が流れにくくなって血の固まりができる病気のこと。

第1 応急医療活動

災害発生直後においては、本部長（市長）がその必要性を判断し、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班等により応急医療活動を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が応急医療活動を実施し、市長は知事を補助するものとする。

1. 救護本部の設置

医療班は、八街市総合保健福祉センターに八街市災害救護本部を設置し、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部医療関係団体と連携した医療救護活動を推進する。

また、印旛健康福祉センターに合同救護本部が設置された場合は同本部に協力するとともに、県、印旛地域災害医療コーディネーター、印旛地域内の災害拠点病院等の医療機関及び医療関係団体等と連携した災害医療活動を推進する。

〈市救護本部・合同救護本部の主な機能〉

- (1) 印旛地域の医療救護活動の指揮、調整
- (2) DMA T以外の医療救護班の応援活動についての指揮、調整
- (3) 搬送先医療機関の確保、調整
- (4) 県災害医療本部への要請（医薬品の供給等）
- (5) 地域の診療機能の復旧支援、復旧状況に応じた巡回診療の推進

2. 救護班出動の要請

医療班は、必要に応じて市内病院等に負傷者等に対する救護活動への協力を要請し、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、日赤千葉県支部長に救護班の出動を要請する。

また、県に対して、県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請するほか、印旛健康福祉センター等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動拠点本部が設置された場合に、DPATの行う医療救護活動との調整を図る。

3. 救護所の設置

医療班は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて避難所内に救護所を設置し、医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する。

なお、救護所は、救護班の編制状況及び負傷者の発生状況を考慮し、段階的に設置するものとし、第一次救護所を避難所となる中学校、第二次救護所を避難所となる小学校とする。

〈救護所での活動〉

- | |
|--|
| (1) 負傷者の緊急度の判定（トリアージ）
(2) 傷病者に対する応急処置
(3) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
(4) 軽症者等に対する医療
(5) 助産 |
|--|

4. 医薬品・医療用資機材等の確保

医療班は、救護のための医療器具・医療資機材等及び薬品を以下の手段で確保する。

- (1) 印旛健康福祉センターへの要請及び薬剤師会、薬品業者、薬局等から調達する。
- (2) 確保が困難な場合は、印旛健康福祉センターを通じて薬品業者、他医療機関等に要請する。
- (3) 災害当初は、医師、歯科医師等が携行した医薬品を使用する。（費用については市が実費弁償する。）
- (4) 飲料水、洗浄のための水の供給は、水道班に要請する。
- (5) 輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて日本赤十字社千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

5. 後方医療体制

医療班、救護所等で対応できないときは、後方医療機関に搬送する。

また、印旛市郡医師会、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関へ重症者の受入れを要請する。

〈後方医療機関〉

区 分		名 称
災害医療協力病院		海保病院、新八街総合病院
災害拠点 病院	基幹災害医療センター	日本医大千葉北総病院（専用臨時ヘリポート）
	地域災害医療センター	成田赤十字病院（専用臨時ヘリポート）

6. 搬送体制

救出現場から救護所又は病院までの重症者の搬送は、救急車、応援車両等により行う。後方

医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

なお、軽症者の搬送は、区（自治会）、自主防災組織、事業所等が協力して行うことを基本とする。

7. 継続的治療への対応

医療班は、人工透析等の継続的治療が必要な住民への応急措置について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

第2 防疫活動

1. 防疫体制の確立

医療班は、印旛健康福祉センターと連携して「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、防疫組織を設け、防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。

2. 防疫活動

(1) 検病調査及び健康診断

医療班は、医師会等の協力を得、印旛健康福祉センターと連携して避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。

(2) 消毒の実施

清掃班及び印旛健康福祉センターは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条に基づき、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。

防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、区（自治会）等を通じて薬品を配布し住民が散布を行うものとする。

防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

(3) 感染症患者への措置

印旛健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、以下の措置をとる。

〈感染症患者等への措置〉

ア 発生状況、動向及び原因の調査	イ 健康診断
ウ 就業制限	エ 感染症指定医療機関への入院勧告
オ 消毒の指導・指示等	

(4) 報告

医療班及び情報班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時印旛健康福祉センターに報告する。

第3 保健活動

1. 被災者の健康管理

(1) 避難所救護センターの設置

医療班は、避難所における避難生活が長期化するときは、印旛健康福祉センターと連携して避難所に避難所救護センターを設置する。

(2) 巡回医療の実施

印旛健康福祉センターは、保健活動チームを編成し、市（医療班）と連携して避難所や被災地域において、巡回による被災者や要配慮者（要介護高齢者、障がい者、妊産婦など）の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

また、避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制を支援し、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群等）に対して、予防活動を継続的に実施する。

(3) 栄養・食生活の支援

医療班は、被災者に対して次に掲げる活動を実施する場合、印旛健康福祉センターを通じて栄養士の派遣を要請し、活動を実施する。

〈栄養・食生活の支援活動内容〉

ア 避難所等の食事摂取の調査・評価	イ 必要な食品（栄養素）の手配
ウ 食品保管場所の整理・確認	エ 避難所での食品衛生助言
オ 栄養・食生活支援に必要な情報発信、啓発資料の作成	
カ 避難所等への巡回栄養相談	キ 要配慮者用食品の手配・配布
ク 派遣管理栄養士の活動調整	ケ 通常業務の再開計画支援

2. 飲料水の安全確保

水道班は、県（印旛健康福祉センター）と連携して、飲料水に汚染のおそれがある場合は、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者等に広報及び指導を行う。

第7節 生活救援

項目	担当
第1 応急給水	水道班
第2 食料の供給	情報班、商工班、学校班、社会班
第3 生活必需品の供給	情報班、商工班、学校班、社会班
第4 救援物資の受入れ	商工班
第5 燃料の確保及び供給	商工班、千葉県石油商業組合八街支部、千葉県LPガス協会印旛支部

《基本方針》

住居の被災、ライフラインや流通機構の障害が発生した場合には、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限される。このため、病院、福祉施設等の重要施設の機能を維持するために必要な水を緊急に確保するとともに、必要最低限の飲料水、食料、生活必需品を確保して被災者等に供給する。

第1 応急給水

災害発生直後においては、本部長（市長）がその必要性を判断し、速やかに応急給水対策を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が応急給水を実施し、市長は知事を補助するものとする。

1. 給水需要の把握

水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

把握する内容は、断水地区の範囲、断水人口・世帯数、避難所及び避難者数とする。

2. 応急給水活動

(1) 給水量の基準

給水量の基準は、次のとおりとする。

〈給水量の基準〉

地震発生からの日数	目標水量	用途	主な給水方法
地震発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水での拠点給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次、本給水に移行する

(2) 優先給水

災害発生当初は、断水地区の医療機関等の重要施設に対し優先給水を行う。

(3) 給水活動

災害発生当初は、備蓄及び救援物資のペットボトル（協定による流通備蓄の調達も含む）を供給する。

その後、給水車等により避難所等での給水拠点で、住民が持参したタンク、バケツ等に給水する。搬送用車両及び容器等が不足する場合は、県及び関係機関に協力を要請する。

復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

【資料4-2 「市の備蓄品」】

【資料5-4 「災害協定一覧」】

(4) 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。

第2 食料の供給

災害発生直後においては、本部長（市長）がその必要性を判断し、速やかに食料の供給対策を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が食料の供給を実施し、市長は知事を補助するものとする。

また、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う計画となっている。

このため、市は、大規模災害時において県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとる。

1. 食料供給の方針

災害発生直後は、家庭内備蓄及び市の備蓄で対応し、それ以降は、県や市が調達した食料等を供給することを基本とする。

【資料4-2 「市の備蓄品」】

2. 食料の確保

(1) 食料の支給対象者

食料の支給対象者は、以下のとおりとする。

〈食料の支給対象者〉

- | |
|-----------------------------|
| ア 避難所に避難している者 |
| イ 住家の被害等により炊事のできない者 |
| ウ 災害による流通支障等で食料を得られない者 |
| エ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 |
| オ 災害応急対策活動従事者 |

(2) 需要の把握

情報班は、以下の班が把握した食料の需要をとりまとめる。

〈需要把握の方法〉

ア 学校班、社会班：避難者及び食料のみを受け取りにくる被災者
イ 総務班：災害応急対策活動従事者（応援者を含む）

(3) 食料の確保

商工班は、必要量に基づき、協定に基づく救援物資等を活用して食料を供給する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

供給する食料は、原則として、弁当、パン、飲料とし、できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。

業者からの確保が困難な場合は、自衛隊に炊き出しを要請する。

政府所有米穀の調達をする場合、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

【資料5-4 「災害協定一覧」】

3. 食料の供給

商工班は、避難所までの食料の輸送を食料調達業者に依頼する。食料調達業者が輸送困難な場合は、輸送業者に要請する。避難所での配布は、避難所自治組織が行う。

第3 生活必需品の供給

災害発生直後においては、本部長（市長）がその必要性を判断し、速やかに生活必需品の供給対策を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が生活必需品の供給を実施し、市長は知事を補助するものとする。

1. 生活必需品供給の方針

災害発生直後は、家庭内備蓄及び市の備蓄で対応し、それ以降は、県や市が調達した生活必需品等を供給することを基本とする。

2. 生活必需品の確保

(1) 生活必需品の供給対象者

物資供給の対象者は、以下のとおりとする。

〈生活必需品の供給対象者〉

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者
ア 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 需要の把握

物資の必要量の把握は、食料と同様に行う。

(3) 物資の確保

商工班は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、全国から受入れた救援物資についても、各避難所等に供給する。

3. 生活必需品の供給

避難所への供給は、食料と同様とする。

第4 救援物資の受入れ

1. 救援物資の受入れ方針

救援物資の受入れは、企業、自治体、団体からのみとすることを原則とする。

商工班は、提供の申し出を登録し、改めて配送先等を連絡する登録制とし、市が必要なときに供給を要請する。

2. 救援物資の受入れ

商工班は、物資集積拠点（候補施設：クリーンセンター（車庫））を開設する。

集積された物資はボランティア等の協力を得て仕分け、保管等を行い、輸送業者により避難所等へ配送する。

なお、市が受入れの体制等を確保できない場合は、県と県倉庫協会及び県トラック協会が締結する「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書」を活用し、物流専門家の派遣、営業倉庫への物資の集積、輸送等を要請する。

【資料4-4 「市内の千葉県倉庫協会加盟倉庫事業者一覧」】

第5 燃料の確保及び供給

商工班は、災害対策本部や病院等の非常用発電機の燃料が不足する場合、また、避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合は、千葉県石油商業組合八街支部又は千葉県LPガス協会印旛支部に燃料の供給を要請する。

第8節 交通・緊急輸送

項目	担当
第1 交通対策	土木班、県（印旛土木事務所）、佐倉警察署
第2 緊急輸送	土木班、管財班、社会班、総務班
第3 緊急通行車両等の確認	管財班、佐倉警察署

《基本方針》

大規模災害時には、道路の損壊、沿道の土砂崩壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、孤立地区の発生、緊急車両の通行障害等が発生する。

このため、各道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握、共有するとともに、通行規制や応急復旧を円滑に行う。また、孤立地区等の救助等に対し、ヘリコプターなどの可能な輸送手段を最大限活用するとともに、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。

第1 交通対策

1. 交通情報の収集

土木班は、県及び警察署と連携し、交通状況、道路の被災状況等、以下の情報を収集する。

〈収集する交通情報〉

- | |
|---------------------------|
| ア 主要道路、橋りょう等の被害状況及び復旧の見通し |
| イ 交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等） |
| ウ 特に危険と認められた道路及び橋りょうの位置 |
| エ その他必要な事項 |

また、避難勧告等が発せられた場合は、避難対象地区の道路の浸水状況等を確認し、災害対策本部へ報告する。

その他、道路上の土砂や倒木等の障害物除去等を、建設事業者等に要請して実施する。

2. 交通規制

警察署、又は道路管理者等の交通規制の実施機関は、応急対策上重要な路線について交通規制を実施する。

土木班は、市管理の道路が、陥没、路肩崩壊、土砂災害等により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、警察署と協議して通行禁止又は制限等の措置をとる。

3. 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著

しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下の措置をとる。

- | |
|---|
| ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令 |
| イ 運転者の不在時等は、道路管理者が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認） |

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

第2 緊急輸送

1. 緊急輸送路

市における第1次緊急輸送道路(県指定)は、国道126号及び国道409号、第2次緊急輸送道路(県指定)は主要地方道千葉八街横芝線及び主要地方道成東酒々井線である。

土木班は、緊急輸送道路となる市内道路の状況を点検し、他の道路管理者や警察と情報を共有する。また、必要に応じて交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。また、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について警察署と連絡をとる。

2. 車両輸送

(1) 車両の確保

管財班は、公用車その他の車両を管理し、常に配車状況を把握し、各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配置を行う。

公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、市内運送業者等、千葉県トラック協会、千葉県バス協会に調達を要請するものとする。

(2) 燃料の確保

管財班は、公用車、応援車両等に必要な燃料を優先的に給油するよう市内のガソリンスタンドに要請する。

第3 緊急通行車両等の確認

1. 緊急通行車両等の申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

管財班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。

知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出し、証明書は当該車両に備え付ける。

2. 緊急通行車両等の事前届出について

(1) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(2) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行者等届出済証（以下、「届出済証」）という。）を交付する。

(3) 届出済証の交付を受けた車両は、県警察本部、高速道路交通警察隊本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出することにより、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

3. 規制除外車両

管財班は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記2. に準ずる届出を推進する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両(2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両(3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）(4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 |
|---|

第9節 災害警備・防犯

項 目	担 当
第1 災害警備	佐倉警察署
第2 防犯	佐倉警察署、避難所自治組織、自主防災組織、区（自治会）

《基本方針》

大規模災害発生時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

第1 災害警備

1. 災害警備の基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

2. 警備体制

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(2) 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(3) 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

3. 災害警備活動要領

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達
- (3) 装備資機材の運用
- (4) 通信の確保
- (5) 救出及び救護
- (6) 避難誘導及び避難地区の警戒
- (7) 警戒線の設定
- (8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
- (9) 報道発表
- (10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- (11) 死傷者の身元確認、遺体の収容

- (12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- (13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- (14) 協定に基づく関係機関への協力要請
- (15) その他必要な応急措置

第2 防犯

警察署は、被災地、避難所周辺における犯罪等を防止するため、避難所自治組織、自主防災組織、区（自治会）等と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等の対策を実施する。

第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬

項目	担当
第1 行方不明者の捜索	厚生班、消防組合、佐倉警察署、自主防災組織、区（自治会）、消防団
第2 遺体の処理・埋火葬	厚生班、県、日赤千葉県支部、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会

《基本方針》

大規模災害により多数の住民の安否が不明となった場合、発災時に建物の倒壊や土砂災害が発生した現場にいたと推定される住民を速やかに特定して捜索を行う。

また、犠牲者が多数に上る場合にも、遺族の心情を考慮して遺体の捜索、収容、埋葬等を迅速に行う。

第1 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、消防組合が関係機関の協力を得て行う。市は、消防組合が行う捜索活動に協力する。

1. 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

厚生班は、捜索願等により行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。

なお、行方不明者のリストは、消防、警察署及び自衛隊に提出し情報の共有を図る。

2. 捜索活動

行方不明者の捜索は、消防組合が、警察署、自主防災組織、区（自治会）、消防団等の協力を得て実施する。

第2 遺体の処理・埋火葬

遺体の処理及び埋火葬は市が警察署、消防機関、自主防災組織、区（自治会）等と協力して行う。

また、市単独での処理が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するとともに、県に自衛隊に応援要請を行うよう依頼する。

なお、災害救助法による死体の処理は、災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施する。

1. 遺体の処理

厚生班は、警察官の検視後の遺体検案のために、県、日赤千葉県支部、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会等に医師等の派遣を要請する。

第3章 第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋火葬

遺体の処理は、派遣された医師により、市が指定する遺体安置所で行い、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。検案が終了した遺体は、遺族へ引き渡し、遺体処理台帳等に必要事項を記載する。

〈遺体の処理〉

遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。
遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
検案	死因その他の医学的検査をする。

2. 遺体の安置

厚生班は、市に引き渡された遺体を安置するために、公共施設に遺体安置所（候補施設：中央公民館）を開設する。

また、搬送手段、遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等死体の処理に必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

3. 遺体の搬送

遺体の搬送は、遺族が行うことを原則とする。厚生班は、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者及び自衛隊等に協力を要請する。

4. 遺体の埋火葬

引き取り手のない遺体の取り扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、応急措置として、以下のとおり火葬・埋葬を行う。

(1) 埋火葬の受付け

厚生班は、災害相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

(2) 埋火葬

厚生班は、近隣の火葬場で遺体を火葬し、遺族に引き渡す。遺体が多数のため対応できないときは、「千葉県広域火葬計画」に基づき、県に広域応援要請を行う。

埋葬は、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行う。

また、災害の際死亡した物に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行う。

(3) 身元不明者の対応

厚生班は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取りのない遺骨は、「八街市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行規則」により扱う。

第11節 清掃・廃棄物・環境対策

項目	担当
第1 清掃・廃棄物処理	清掃班、印旛衛生施設管理組合
第2 道路・河川等の障害物除去	土木班、県（印旛土木事務所）、東日本高速道路
第3 環境汚染・健康被害の防止	清掃班、県
第4 動物対策	清掃班、県（印旛健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）

《基本方針》

大規模災害により多数の家屋が被災した場合、被災家屋の解体・撤去によって市の廃棄物処理能力を大きく超える大量のがれきが発生する可能性がある。また、ライフラインの被災により、下水道処理区域においてもし尿の収集・処理が必要となることもある。

このため、災害廃棄物等の収集処理体制、がれき等の仮置場を速やかに確保し、また、災害廃棄物の分別や仮置場への搬入ルールを徹底して減量化を図り、計画的に処理を推進する必要がある。

第1 清掃・廃棄物処理

1. 災害廃棄物の処理

清掃班は、災害時の廃棄物処理を円滑に行えるよう、「千葉県災害廃棄物処理計画」及び「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づく災害廃棄物処理計画の事前策定に努め、処理体制の確立を図る。

(1) 処理体制の確立

清掃班は、災害廃棄物の発生量を推計し、災害廃棄物処理実行計画を策定して処理体制を確立する。

なお、廃棄物の処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。

また、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

【資料5-4 「災害協定一覧」】

(2) がれき処理

清掃班は、民間委託業者に要請して災害廃棄物を一時的に仮置き場（候補施設：北部グラウンド）に運搬し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち適正に処分する。

なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。

(3) 粗大ごみ、生活ごみ（避難所のものを含む）の処理

清掃班は、処理施設の被害状況、避難所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定する。ごみの収集、処理は、クリーンセンターが実施するが、対応できない場合は他市町村及び関係団体に応援を要請する。

(4) 環境大臣による廃棄物処理の代行

市長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に請求することが出来る。

2. し尿の収集・処理

(1) し尿の収集・処理

市が許可する事業者によりバキュームカーによるし尿処理を要請し、印旛衛生施設管理組合汚泥再生処理センターで処理する。収集体制が不足する場合は、県を通じて（一社）千葉県環境保全センター（加盟民間業者）の協力を要請する。

(2) 自宅トイレの活用

断水のためにトイレが使用できない場合は、簡易トイレを使用し自宅トイレで対応する。清掃班は、業者等から簡易トイレを確保し必要に応じて住民へ配布する。

第2 道路・河川等の障害物除去

各道路管理者は管理道路の通行障害物を、各河川管理者は管理河川の流下障害物を、それぞれ調査して緊急車両の通行確保や、二次災害の防止に必要な障害物を除去する。

除去の方法はがれき処理に準ずるが、障害物の所有者の同意を得よう努める。

第3 環境汚染・健康被害の防止

清掃班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

第4 動物対策

1. 死亡家畜の処理

清掃班は、北部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

2. 放浪動物への対応

清掃班は、飼い主の被災等により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、印旛健康

福祉センター、千葉県動物愛護センター、社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

3. ペット同行避難への対応

清掃班は、ペット同行避難に備えて、ペットの飼育スペースを確保する。

ただし、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。清掃班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

第12節 建築物・住宅対策

項目	担当
第1 住居障害物の除去	都市班
第2 住宅の応急修理	都市班
第3 応急仮設住宅の供給	都市班
第4 被災建築物の応急危険度判定	都市班
第5 被災宅地等の危険度判定	都市班
第6 住家の被災調査・罹災証明の発行	調査班

《基本方針》

住宅が多数被災した場合には、被災住宅の解体・撤去によるがれきの大量発生や応急仮設住宅の建設による避難生活の長期化が懸念される。

このため、補修可能な住宅の修理を促進しつつ、既存の賃貸住宅の空き家等を最大限確保することにより、応急仮設住宅の建設量やがれき処理量を抑制し、避難所生活の早期解消を推進する。

また、大雨が再び予想される場合は造成宅地の崩壊等が発生するリスクがあるほか、被災者が様々な支援を受けるには罹災証明が必要となることから、宅地の危険度判定や被害家屋認定調査を速やかに実施する。

第1 住居障害物の除去

災害発生直後において、本部長（市長）は住居障害物の除去が必要と判断したときは、速やかに除去を行うものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が住居障害物の除去を行い、市長は知事を補助するものとする。

1. 住宅関係の障害物の除去

都市班は、災害救助法に基づき、以下の対象者について応急的に障害物を除去する。障害物の除去は建設事業者等に要請する。

市で処理することが不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈住宅関係の障害物除去の対象者〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者 (2) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者 (3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

第2 住宅の応急修理

災害発生直後において、本部長（市長）は住宅の応急修理が必要と判断したときは、速やかに応急修理を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が住

宅の応急修理を実施し、市長は知事を補助するものとする。

1. 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民とする。都市班は、住宅の応急修理の申し込みを受付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

2. 応急修理の実施

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、建設事業者との請負契約により実施する。

市で実施が不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

第3 応急仮設住宅の供給

災害発生直後において、本部長（市長）は応急仮設住宅の供給が必要と判断したときは、速やかに供給を実施するものとする。なお、災害救助法が適用されることとなった場合は、知事が応急仮設住宅の供給を実施し、市長は知事を補助するものとする。

1. 応急仮設住宅の建設

(1) 需要の把握

都市班は、被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。

また、災害相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、罹災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

ア 住家が全壊又は流失した者

イ 居住する住家がない者

ウ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

例) 生活保護法の被保護者及び要保護者

特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等

上記に準ずる者

※住民登録の必要はなく、市に居住していることが明らかな者であればよい

(2) 用地確保

都市班は、あらかじめ選定してある応急仮設住宅の用地（候補地：八街中央公園、榎戸第一児童公園、中央グラウンド、市営住宅追分台団地跡地、市営住宅榎戸団地跡地、たけのこの里、沖運動公園）から、利便性を考慮して建設用地を確保する。不足が生じた場合には、私有地を借用する。

(3) 建設

都市班は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施

設を設置する。

また、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護サービス等を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、市で建設ができない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

(4) 管理

都市班は、入居者の要望等を把握し仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

2. 民間賃貸住宅の借り上げ等の措置

都市班は、応急仮設住宅を十分確保できない場合は、公営住宅の空室や民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する。

第4 被災建築物の応急危険度判定

1. 判定実施体制の準備

都市班は、市役所に判定実施本部を設置し、調査区域の分担、マニュアル、ステッカー等の必要な判定資機材などの準備を行う。

また、県に要請して、他市町村、社団法人千葉県建築士会、社団法人千葉県建築士事務所協会の応急危険度判定の有資格者を確保する。

2. 判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「立入禁止」（赤）、「要注意」（黄）、「調査済」（緑）に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

判定作業は、防災拠点施設を優先的に行い、次いで住宅の危険度判定を実施する。

第5 被災宅地等の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

都市班は、市役所に判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。

判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づいて行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、住民に周知するとともに、警戒避難対策、危険区域への立入制限を実施する。

第6 住家の被災調査・罹災証明の発行

1. 住家の被災調査

(1) 調査方法

調査班は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、全住家を対象に被災

調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損に区分し、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防組合が消防法に基づき火災調査を行う。

ア 一次調査

外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定する。

イ 二次調査

外観目視調査により、大規模半壊、半壊、一部破損を調査する。

ウ 三次調査

二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入による再調査を行う。

(2) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

ウ 罹災世帯・罹災者等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

2. 罹災証明の発行

調査班は、家屋の被害調査の結果に基づき相談窓口等において、罹災証明書を発行する。

第13節 ライフライン施設等の応急対策

項目	担当
第1 ライフライン施設	東京電力パワーグリッド、NTT
第2 交通施設	土木班、道路管理者、JR東日本
第3 公共施設	各班

《基本方針》

大規模災害では、ガス漏れや漏電等による火災等が発生する可能性があり、二次災害の防止を考慮した応急復旧対策が必要となる。また、ライフライン施設が大規模に被災した場合には、生活支障が長期間に及ぶため、機能の早期回復や代替サービスの提供等を迅速に行う必要がある。

第1 ライフライン施設

1. 電力施設

東京電力パワーグリッドは、「非常災害対策基本マニュアル」に基づき、台風、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 広報内容

- ア 無断昇柱、無断工事をしないこと
- イ 断線、電柱の倒壊折損を発見した場合には絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること
- ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと
- オ その他必要な事項

(2) 広報手段

- ア 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報
- イ 広報車等による広報
- ウ インターネットによる広報（停電情報の提供）
- エ 市の防災行政無線による広報

2. 通信施設

(1) 電話施設

NTT及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講ずる。

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって以下の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

ア 通信途絶、利用制限の理由と内容	イ 災害復旧措置と復旧見込み時期
ウ 通信利用者に協力を要請する事項	エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始
オ 災害用伝言板「web171」の提供開始	

第2 交通施設

1. 道路・橋りょう

大規模な風水害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

このため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋りょうについては、応急措置を行う。

土木班は、所管する道路について、通行の禁止又は制限等の措置などを講ずるとともに、被災した道路、橋りょうの応急措置を行う。

2. 鉄道施設

JR東日本は、災害発生時に乗客の安全確保を最優先として、あらかじめ定められた計画により、次の措置を行う。

(1) 運転規制

風水害による事故を防止するため、列車の停止又は速度規制を行い、施設の点検を実施し、安全を確認した後、運転再開等の措置をとる。

(2) 乗客の避難誘導、混乱防止

駅においては、あらかじめ指定された避難場所に混乱の生じないように誘導する。

列車においては、原則として乗客を降車させないが、止む得ないときは安全に注意して降車させる。なお乗務員は、最寄りの駅等と連絡を取る。

(3) 救出・救護

駅員、乗務員が警察、消防組合との協力のもとに、救出、救護活動を行う。

(4) 防災器具の操作

駅等に配置してある防災器具を操作する。

(5) 情報の収集等

関係機関と連絡を取り、可能な限り災害その他の情報を収集し、乗客に提供する。

第3 公共施設

各班は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。

第14節 学校等における児童・生徒・園児等の安全対策

項目	担当
第1 災害発生時の対応	学校班、児童班、教育班
第2 応急保育	児童班
第3 応急教育	学校班
第4 社会教育施設の対策	社会班
第5 文化財の確認	社会班、文化財所有者

《基本方針》

開校中に大規模災害が発生した場合、児童生徒の安全を確保し、保護者への引き渡しを確実にを行う。また、学校が被災した場合や避難所となった場合には、被災者、児童生徒、保護者及び教職員の被害状況やニーズを考慮して授業の再開を目指す。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況の確認、保護を行い、文化的価値が損なわないように留意する。

第1 災害発生時の対応

1. 児童・生徒・園児の安全確保

学校長等は、風水害が発生した場合は、情報を収集するとともに児童・生徒・園児の安全を確保する。

児童・生徒等は、状況に応じて保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。学校班及び児童班は、学校等（保育園・児童クラブなどを含む）からの報告に基づき児童・生徒・園児等の安否情報を把握する。

2. 施設の被害調査

学校長等は、施設の被害状況等について調査する。教育班は、学校等からの報告に基づき施設の被害状況について把握する。

3. 安否の確認

休日、夜間に風水害が発生した場合は、各学校等の教職員で、状況に応じて児童・生徒等の安否を確認する。学校班は、これら安否情報について把握する。

4. 避難所開設への支援

各学校においては、市職員、自主防災組織、区（自治会）等と連携して避難者の受け入れに協力する。

第2 応急保育

児童班は、保育園の被害状況を把握し、既存施設において保育ができない場合、あるいは交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育する。

また、被災者を支援するため、被災者の園児等を一時的に預かる応急保育を実施する。なお、児童クラブ及び民間保育園に対しては、児童及び園児等の安全を確保するために必要な措置を講じるよう依頼する。

児童班は、災害の状況により、被災した保育園の職員及び園児等に対し感染症予防対策並びに健康診断、心のケアについて、印旛健康福祉センター及び関係機関等と協議し実施する。

第3 応急教育

1. 応急教育の準備

学校班及び学校長等は、応急教育計画を作成するとともに、臨時の学級編成等を行い、児童・生徒等及び保護者に授業再開を周知する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

2. 応急教育

(1) 応急教育の実施

学校長等は、風水害発生後は、その状況に応じて臨時休校の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、学校班は、他市町村へ避難する児童・生徒等については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

(2) 健康管理

校内における児童・生徒等の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。学校長等は、清掃、飲料水等の衛生に留意する。

学校班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒等に対し感染症予防対策並びに健康診断、心のケアについて、県（印旛健康福祉センター）、学校医及び関係機関等と協議し実施する。

(3) 避難所との区分

学校班及び学校長等は、避難スペースと教育の場を区分し、学業や避難生活相互に妨げにならないように配慮する。

また、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急教育計画に基づき、できる限り早い段階での授業再開に努める。

(4) 学校給食の措置

学校班は、学校の再開後、学校給食の再開については、できる限り早い段階での再開に努める。

(5) 学校納付金等の減免

学校班は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を作成する。

3. 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

市は、災害により学用品を失った児童・生徒等を把握し、必要な教材、学用品を給付する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市はこれを補助する。

第4 社会教育施設の対策

社会教育施設の管理者は、災害が発生した場合、利用者を安全な場所に誘導する。児童・生徒等の場合は、一時保護又は避難所で地域の住民に引き渡す。

社会班は、社会教育施設が被災した場合、補強・修理等の応急措置を行い、被害を最小限度にとどめる。

また、被災した社会教育施設を避難所として一時使用する場合には構造上の安全を確認のうえ使用する。

第5 文化財の確認

1. 調査・報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに確認の上保護し、結果を、市指定の文化財については市教育委員会（社会班）へ、国、県指定の文化財については、教育委員会（社会班）を経由して県教育委員会へ報告する。

- (1) 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。
- (2) 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由して県に報告する。

2. 応急措置

- (1) 社会班は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。
- (2) 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市等の協力を得て、二次災害から文化財を保護し、その文化的価値が損なわれないよう措置を取る。

第15節 要配慮者対策

項目	担当
第1 避難行動要支援者の避難支援	福祉班、厚生班、医療班、本部班
第2 要配慮者への対応	福祉班、都市班
第3 社会福祉施設入所者等への支援	福祉班

《基本方針》

高齢者、障がい者等は、自力で避難できずに自宅に取り残されたり、避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害するおそれがある。

このため、福祉関係者や自治組織等が連携して、要配慮者の避難支援を行うとともに、避難所でのケアや福祉施設等への受入れを円滑に行う。

第1 避難行動要支援者の避難支援

避難勧告等が発令された場合、避難支援等関係者は避難行動要支援者等と連絡をとり、また、安否を確認し、避難勧告等の内容を相互に確認の上、「八街市避難行動要支援者避難支援全体計画」個別計画等に基づき、要支援者の避難支援を行う。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認や避難支援の結果を、避難所担当職員を通じて福祉班、厚生班、医療班に報告する。また、避難行動要支援者名簿を避難所担当職員に引き継ぎ、避難所生活での支援に活用する。

なお、本部長（本部班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報を、災害対策基本法第49条の11の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者に提供する。

第2 要配慮者への対応

1. 避難所における支援

福祉班は、要配慮者の避難状況やニーズを速やかに確認し、社会福祉協議会等の福祉関係団体、区（自治会）、福祉ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

(1) 資機材の確保

障がい者用仮設トイレ、ベッド及び医療器具等の必要な資機材の確保を行う。

(2) 生活必需品、食料等の確保

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

(3) スタッフ（人員）の確保等

必要なケアサービスを確認し、介護福祉士、社会福祉士、手話通訳者、語学通訳者等の医療、保健、福祉等の専門家の確保を行う。

また、災害相談窓口で家族等からの保健・福祉の相談を受け付ける。

2. 福祉避難所の開設

福祉班は、本部長の指示に基づき福祉避難所を開設し、一般の避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

〈福祉避難所 設置予定施設〉

名 称	所 在 地	対 象 者
老人福祉センター	八街ほ 157	高齢者・障害者
つくし園	八街ほ 560-5	乳幼児・母子・障害児

3. 社会福祉施設等への入所

福祉班は、避難所で介護等が困難な要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、民間福祉施設等に受入れを要請する。

4. 避難所から福祉避難所への移送

(1) 移送者の検討

福祉班は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。健康状態や特性等に関係なく、障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

(2) 移送手段の確保

福祉避難所に指定された施設や関連団体、県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。

また、地域住民に対し、移送支援を要請する。

5. 被災した要配慮者の生活確保

福祉班及び都市班は、応急仮設住宅への入居については、要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等について検討する。

福祉班は、被災した要配慮者の生活支援として、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、保健師等の専門家による相談等を行う。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

1. 安全確保

各施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。福祉班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

2. 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として各施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は市が必要な支援を実施する。

第16節 災害派遣・応援要請

項目	担当
第1 自衛隊の災害派遣	総務班、自衛隊
第2 県・市町村等への要請	総務班
第3 労働力の確保	商工班

《基本方針》

大規模災害時は、地域の行政や住民の災害対策能力をはるかに超える事態となる可能性がある。このため、大規模な被害が推定されるときは、優れた能力と技術を有する機関への応援を早急に求める。また、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の待機時間をなくすとともに、応援隊の専門技術等を活かすように配置する

第1 自衛隊の災害派遣

1. 災害派遣・撤収要請

(1) 派遣要請の手続き

本部長（市長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して次の事項を明記した文書をもって自衛隊の派遣を要求する。また、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び災害の状況を自衛隊に通知できるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。市長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

総務班は、これらの手続きを実施する。

〈災害派遣要請の手続き〉

連絡先	県防災危機管理部危機管理課
要請事項	ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

(2) 撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（市長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

(3) 派遣活動の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね以下のとおりとする。

〈自衛隊の派遣活動〉

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

〈経費の負担区分〉

ア	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
イ	派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
ウ	派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
エ	天幕等の管理換に伴う修理費
オ	その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

2. 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

第3章 第16節 災害派遣・応援要請

〈県への応援要請手続き〉

要 請 先	県防災危機管理部危機管理課	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	(1) 災害の状況 (2) 応援を必要とする理由 (3) 応援を希望する物資等の品名、数量 (4) 応援を必要とする場所・活動内容 (5) その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条

2. 指定地方行政機関等への要請

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあつせんを求める。総務班は、これらの手続きを実施する。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あつせんを求める場合は県）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あつせん要請	(1) 派遣の要請・あつせんを求める理由 (2) 職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣・職員の派遣のあつせんについて必要な事項	派遣：災害対策基本法第 29 条 地方自治法第 252 条の 17 あつせん：災害対策基本法第 30 条

3. 県内市町村への応援要請

県内で大規模な災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づき、他の市町村長に応援を要請する。総務班は、これらの手続きを実施する。

〈県内市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）	
連 絡 方 法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
要 請 事 項	(1) 被害の状況 (3) 応援の具体的内容及び必要量 (5) 応援場所及び応援場所への経路	(2) 応援の種類 (4) 応援を希望する期間 (6) 前各号に掲げるものの他必要な事項
応援の種類	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 被災傷病者の受入れ (7) 遺体の火葬のための施設の提供 (8) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 (9) ボランティアの受付け及び活動調整 (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	

4. 応援者の受け入れ・活動支援

応援者の集結地は、市営榎戸サッカー場及び南部グラウンドとする。応援者の宿泊施設、食料、資機材等は、応援者側で手配することを要請する。

5. 千葉県大規模災害時における応援受入計画

県は、大規模な自然災害発生時には千葉県大規模災害時における応援受入計画（平成28年3月）に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受け入れ等を円滑に行う計画である。

このため、県が広域防災拠点を設置した場合、市（各班）はこれらの拠点と連携して応援等の受け入れを円滑に行う。

〈八街市周辺の広域防災拠点〉

拠点の種類	対象地域	施設名	備考（用途等）
広域活動拠点等 （救援部隊の受け入れ）	成田・印西 ゾーン	牧の原公園	消防、警察
		北羽鳥多目的広場	消防、警察
成田赤十字病院		-	
日本医科大学千葉北総病院		広域災害医療拠点 ^{※1}	
県立佐原病院		-	
災害拠点病院等 （DMATの受け入れ、重傷 傷病者の航空機搬送等）	東邦大学医療センター佐倉病院	-	
	民間営業倉庫	-	
広域物資拠点 （物資の管理、市町村物資 拠点への輸送）	千葉県 ^{※2}	県総合スポーツセンター	-
広域災害ボランティアセンター			

※1 広域災害医療拠点：全国から参集したドクターヘリの集結場所となる病院。

※2 千葉県：習志野市から市原市に至る自治体を含む地域。なお、千葉県大規模災害時における応援受入計画においては、「印旛、香取地域については、必要に応じて千葉広域災害ボランティアセンター又は隣接市災害ボランティアセンター等を拠点とし、支援する。」とされている。

第3 労働力の確保

本部長（市長）は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、千葉公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申し込みをするものとする。

また、千葉公共職業安定所長に対し、即時に条件に該当する求職者を最優先で紹介し、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、求職者の開拓に努めるよう要請する。

商工班は、これらの手続きを実施する。

第17節 ボランティアへの対応

項目	担当
第1 ボランティア受入れ	社会福祉協議会、厚生班、総務班
第2 ボランティア活動支援	社会福祉協議会、厚生班

《基本方針》

ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。

このため、行政とボランティアの役割を明確化し、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

第1 ボランティア受入れ

1. 災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、厚生班と協力して総合保健福祉センター1Fに市災害ボランティアセンターを設置する。

2. 災害ボランティアの受入れ

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、市災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録をする。ボランティア登録の際には、活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

専門ボランティアは、総務班が受け付けし、専門分野に対応する班にあっせんする。

県災害ボランティアセンターで登録したボランティアについては、県が被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

3. ボランティアニーズの把握

社会福祉協議会は地区社協などと連携し、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

〈ボランティアの協力を得て実施する活動内容〉

専門分野	ア	救護所での医療救護活動（医療班）
	イ	被災建築物応急危険度判定（都市班）
	ウ	被災宅地危険度判定（都市班）
	エ	外国語の通訳、情報提供（厚生班）
	オ	災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報（厚生班）
	カ	被災者への心理治療（医療班）
	キ	高齢者や障がい者等要配慮者の看護、情報提供（福祉班）
	ク	その他専門的知識、技能を要する活動等（関係各班）

一般分野	ア	避難所の運営補助
	イ	炊き出し、食料等の配布
	ウ	救援物資や義援品の仕分け、輸送
	エ	高齢者や障がい者等要配慮者の介助
	オ	被災地の清掃、がれきの片づけなど
	カ	避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
	キ	その他被災地における軽作業等

4. ボランティアの呼びかけ

社会福祉協議会及び厚生班は、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に加え、社会福祉協議会ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

第2 ボランティア活動支援

食事や宿泊場所は、原則としてボランティア自身が確保する。

ボランティアの活動拠点や活動費用は、市が社会福祉協議会等と協力して確保する。

第18節 帰宅困難者対策

項目	担当
第1 施設管理者等の対応	施設管理者
第2 市の対応	商工班

《基本方針》

大規模災害により鉄道やバスの運行停止、幹線道路の通行止め等が発生した場合、市内の通勤・通学者、旅客等は一斉に滞留することとなる。また、それらの人々や車両が一斉に帰路につく行動をとれば道路が渋滞し、消防や救助を担う緊急車両の通行の妨げとなるおそれがある。

このため、「むやみに移動しない」という基本原則を周知徹底し、帰宅困難者用の一時滞在施設を開設できる体制を確保する。

第1 施設管理者等の対応

1. 施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させる。

2. 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設やJR東日本は、管理する施設の安全及び報道機関や市等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

第2 市の対応

1. 帰宅困難者の把握と情報提供

商工班は、大規模集客施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。
また、市が把握した被害や交通といった災害関連情報を提供する。

2. 一時滞在施設の開設及び誘導

(1) 一時滞在施設の開設

商工班は、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設（候補施設：八街中学校武道場、千葉黎明高等学校、千葉県立八街高等学校）を開設する。一時滞在施設の運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求める。

また、一時滞在施設の開設状況を集約し、市本部を通じて県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、学校、事業者等へ情報の提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客は、原則、各事業者が市と連携して一時滞在施設へ誘導する。

第19節 火山災害応急対策

項目	担当
第1 火山情報の収集伝達	総務班
第2 降灰対策	総務班、清掃班、医療班、各班、道路管理者、佐倉警察署

《基本方針》

富士山等の大規模噴火が発生し、市域への降灰が予想される場合は、量的降灰予報等の情報を収集し、降灰による交通事故や健康被害等を防止、軽減するための対策に着手する。

第1 火山情報の収集・伝達

1. 火山情報の収集

総務班は、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

2. 火山情報の伝達

総務班は、市域に影響のある火山情報を把握したとき、防災行政無線等で、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

第2 降灰対策

1. 降灰・被害状況の調査

総務班は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

2. 交通対策

道路管理者及び警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等の発生を防止するため、交通規制を実施する。

また、管理する道路上の火山灰を、緊急輸送道路を優先して除去する。なお、緊急を要する場合は、道路管理者間で調整して速やかに除灰体制を確保する。

3. 火山灰の除去

敷地内の火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。

清掃班は火山灰の処分場所を確保し、宅地等の各家庭から排出された灰を回収して処分する。

4. 健康被害等への対応

医療班は、降灰の被害状況に応じて健康相談等を実施する。

5. 農作物等への対応

清掃班は、農業団体等と連携して火山灰の除去等について、適切な措置を検討し、指導する。

第20節 災害救助法の適用

項目	担当
第1 災害救助法の適用基準	厚生班
第2 災害救助法の適用手続き	厚生班
第3 災害救助法による救助の実施者	厚生班、各班

《基本方針》

一定規模以上の災害は、被災者の救助・救援費用について一定基準の財政負担を国や県が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想される時は、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに災害救助法の適用を県知事に求め、法に基づく救助に着手する。

第1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を図ることを目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

市域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

1. 災害救助法の適用基準

県の人口が300万人以上で、市の人口が5万人以上10万人未満の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が80世帯以上に達する場合
- (2) 県内の滅失世帯の数が2,500世帯に達する場合であって、市の滅失世帯数が40世帯以上に達する場合
- (3) 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当すること（法施行令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2. 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

第3 災害救助法による救助の実施者

厚生班は、災害救助法の対象となる業務を担当する各班に関係帳簿の作成を依頼するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、総務班を通じて県に報告する。

報告の方法と手順は、災害救助の手引に基づいて行う。

各部は災害救助法による救助事務を日毎に記録し整理する。

＜災害救助法の対象業務と市担当部＞

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与【学校班、社会班、都市班】
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給【農政班、水道班】
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与【商工班】
- (4) 医療及び助産【医療班】
- (5) 被災者の救出【消防組合】
- (6) 被災した住宅の応急修理【都市班】
- (7) 学用品の供与【学校班】
- (8) 埋葬【厚生班】
- (9) 死体の捜索及び処理【消防組合、厚生班】
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【都市班】

また、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合、本部長（市長）は、特別基準の適用を知事に要請する。

この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 生活安定のための緊急措置

項目	担当
第1 被災者の生活確保	厚生班、調査班、児童班、会計班、千葉縣市町村総合事務組合、社会福祉協議会、千葉公共職業安定所、日本郵便、東京電力パワーグリッド、東京ガス、住宅金融支援機構
第2 地域経済への支援	商工班、農政班

《基本方針》

災害により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。また、被災した事業者に対する支援を行い、再建と経営の安定を図る。

第1 被災者の生活確保

1. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

厚生班及び千葉縣市町村総合事務組合は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して、災害障害見舞金をそれぞれ支給する。また、地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

【資料5-1 「千葉縣市町村災害弔慰金の支給に関する条例」】

2. 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象としない。

3. 税等の減免等

調査班は、条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について適切な措置を講ずる。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、本部長（市長）は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時的に納付し、又は納入するこ

第4章 第1節 生活安定のための緊急措置

とができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、減免等適切な措置を講ずる。

(4) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、減免及び納入義務の免除等の措置を講ずる。

(5) 保育料の減免等

児童班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認められるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

4. 職業のあっせん

千葉公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかに職業のあっせんを行う。

災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

5. 郵便物の特別取扱い

日本郵便は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

〈日本郵便における措置〉

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
エ 災害時における窓口業務の維持
オ 日本郵便の災害特別事務取扱い、ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6. 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

7. 住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、

第4章 第1節 生活安定のための緊急措置

被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先入居等の措置を講ずる。

(3) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、住宅の建設又は購入及び自宅の補修に対し融資を行う。

8. 義援金の受付け・配分

(1) 義援金の受付けと保管

会計班及び厚生班は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、市に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に市に配分された義援金を保管する。

(2) 義援金の配分

本部事務局長は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。

なお、県、日本赤十字社等の義援金受け付け団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

9. 被災者生活再建支援金の支給

調査班は、被災者生活再建支援法が適用された場合、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者からの支援金の申請書を取りまとめ、県に提出する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア又はイの被害が発生した都道府県の他の市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）

キ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

※エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

第4章 第1節 生活安定のための緊急措置

(2) 対象世帯

自然災害により被害を受けた以下の世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

ア 居住する住宅の全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

なお、支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

ウ 千葉県被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

会計班は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

第2 地域経済への支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

1. 中小企業者への融資資金

商工班は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等との連携を図り広報等を行う。

2. 農林者への融資資金

農政班は、農林業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

第2節 生活関連施設の復旧計画

項目	担 当
第1 災害復旧事業	各班
第2 国の財政援助等	各班

《基本方針》

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設的设计又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実現を図る必要がある。

第1 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が行う災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

第2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びにその根拠となる法律は次のとおりである。

1. 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は、以下のとおりである。

〈復旧事業の概要〉

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業

第4章 第2節 生活関連施設の復旧計画

法 律	補助を受ける事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、共同利用施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者支援施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

2. 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、激甚災害指定基準（昭和37年・中央防災会議決定）と局地激甚災害指定基準（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第3節 災害復興計画

1. 復興計画

市域が大きな被害をうけた場合、再び風水害による大きな被害を防止するために、原形復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

そのため、市は、住民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やかに、かつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置し、住民・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

そして、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進する。なお、考え方は、次のとおりである。

(1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

(2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性と都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市（地域）の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、災害発生前以上の都市（地域）の発展を目指す。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者の自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅のあっせん・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業（事業者）が被災し、操業（営業）の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の産業である商業、農業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

(5) 教育の復興

将来を担う子どもたちが夢と希望をもってともに励まし合い、学び合う場として、教育活動の早期復興は大変重要である。状況によっては、教育現場が避難所等となっている場合もあるが、本来、学校施設は教育のための場であり、教育活動の早期再開が期されるものであ

る。可能な限り迅速な復旧を支援する。

あわせて、子どもたちが負った心の傷のケアに努めるとともに、被災した状況の中での「たくましく生きる力」を育成すべく、適切かつ効果的な教育活動の推進を心がける。将来の自分の姿を思い描き、今をどのように生きるかを考えながら、主体的に行動できるよう支援するとともに、自助、共助の防災意識を高める防災教育のさらなる推進を図る。

2. 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、知事又は関係地方行政機関の長に対して職員の派遣等を要請する。